

博物館（総合・美術）活動の実態

社会教育学研究室 鈴木 真理・常盤 繁

Survey Report on the General and Art Museums in Japan

Makoto SUZUKI and Shigeru TOKIWA

362 general and art museums (134 public and 228 private) were surveyed throughout Japan by way of sending out questionnaire and partly paying visits. Roughly half of the questionnaires sent were turned in by June 1979 (70.1% for the public and 36.4% for the private). For this survey we intended to find out the condition at the start, the revenue and expenditure, staffing, collections, exhibition programs, cultural and educational activities, public relations, attached libraries, and subsidies and supports given to the artists.

Some of the findings were: 1) The wide diversity was found out among the museums surveyed in terms of the size of facilities, the level of programs offered, and so on. Averagely speaking, the size of the museums is getting smaller according to the order of prefecture, city, town and village. 2) Majority of the museums surveyed spend major part of their budget for personnel and administrative expenses, and very little for cultural and research activities. 3) Professional staffs vary in average number from 0.2 in the town and village art museums to 9.8 in the prefectoral general museums, and are felt in many institutions quite insufficient to perform their functions. 4) Collections were more acquired by donations than by purchase, and many institutions are badly in need of more funds for purchasing art objects. 5) Only half of the museums surveyed have attached libraries, many of which hold very small collections and are rendering poor services. 6) Special exhibitions were held from 3 to 5 times a year in average at the prefectoral and municipal museums. Some of the large public institutions have exhibition space for voluntary artists group to carry on their own programs. 7) Generally, educational programs and subsidies to the artists are not offered extensively.

はじめに

調査の方法

I 設置と行政管轄

II 財政規模

III 人的要素

IV コレクション

V 博物館活動

おわりに

はじめに

1974年に日本博物館協会がまとめた『博物館白書』は、我国の博物館が戦後、“爆発的文化産物”として“雨後の竹の子の如く林立していった”と述べ、その背景とし

て戦後の高度経済成長との関連を明らかにしている。近年ではさらに、地方自治体の文化行政に対する関心の高まりを反映して、各地に次々と博物館が新設され、また美術博物館による巨額を投じての作品購入が新聞を賑わすなど、美術館ブームの一時期が形成されつつあるようと思われる。

このように、我国の博物館は現在もなお急速な発展を遂げつつあり、少なくともその施設の数の面ではかなり充実してきていると考えられるが、果してその活動面はどうであろうか。今日、“地域文化”“生涯教育”といった言葉がしばしば口にされ、各方面で盛んに論議されている。他方で近年の美術人口の増加には目をみはるものがあり、市民の創作活動も広範に行われている。また、学校教育における美術教育の重要性もしばしば指摘され

るところである。博物館はこうした要請に十分応えられるだけの体制を整えているであろうか。しかし、この点については悲観的な見方も多いようである。例えば、豪華な建物に比して“コレクションや活動内容が貧弱である”，“明治百年とか県政百年などの記念事業、あるいは為政者の在職記念として一般市民の意向や要望とは無関係に設立されることが多い”，“流行や競争意識で基本理念や方針もなく建物だけ作られる”など数々の問題点が各方面で指摘されている。従って、このような時期に全国の博物館の実態を総体的にとらえて評価、分析しておくことは今後の博物館の設置、運営の指針を得るために是非とも必要であると考えられる。しかし、そのような評価・分析に必要なデータを求めてみると、施設を中心とした実態調査については上記の『博物館白書』や、『社会教育調査報告書』(文部省)など詳細なものがあるものの、活動面について特に広範囲に実施された調査は見当らず、不明な部分の多いことがわかる。従って、まず基礎作業として関連データの収集が必要になるわけである。そこで、今回、活動面のすべてではないにしても、できるだけ多くの局面を概括的にとらえることを主たる目的として全国調査を実施することとした。対象としては、上に述べたような背景から特に美術系博物館を選び、一般に“美術博物館”“総合博物館”として分類されるものを取り上げた。また、職員やコレクション、財政等についても上記の諸調査では細目についての詳しいデータが得られないもの、活動面と合わせて調査することとした。もちろん、博物館活動の諸局面をアンケート調査によって調査・分析することには、もとより限界があり、その結果から性急に結論を引き出すことは危険ですらある。このような限界を多少とも補うため、アンケート調査と合わせて、いくつかの博物館(神奈川県立博物館、北海道立近代美術館、栃木県立美術館、北九州市立美術館、ひろしま美術館(財団法人立)等)を実際に訪問し、見学あるいは関係者との面接によって博物館の活動状況をできるだけ直接把握するよう努めた。さらに、美術館活動のいくつかの側面についてはアンケートによる専門家への意識調査を行い、今後の方向を探る手がかりを得ることとした。

もちろん、このような調査によって博物館活動についての精密な評価・測定ができるわけではない。今回の調査では、個々の館の置かれた特殊な状況や館運営の方針・目的など極めて複雑で、また数量的に把握しがたい問題の多くを無視せざるを得なかった。しかしながら、そうした局面を含めてインテンシブに調査・測定する前に、たとえ概略的であろうと、まず全国的な状況を把握

して問題点を抽出しておくことが必要となるであろう。

調査の方法

本調査は、『全国博物館総覧』(上・下巻、ぎょうせい、1978)に記載されている、全国の総合博物館、美術博物館の全館を対象にした。調査のねらいは、美術博物館の運営・活動・コレクション等の、いわばソフトウェア部門の実態の把握にあることは、すでに述べた通りであるから、総合博物館を除外することも可能であったが、ひとつには、他の種類の博物館との比較が部分的ではあるが可能になるという点、また総合博物館には、多様な組合せが含まれているが、美術博物館の性格を有する館もある点などを考慮し、総合博物館も調査対象とした。ただし、総合博物館は必ずしも美術資料を中心とした活動が行なわれているのではなく、また、まったく美術資料を持たない館も存在することもあって、直接的には本調査の目的に合致しない館も調査対象に含まれていることを注意しておきたい。

また、対象とした館には、博物館法の規定する登録博物館、博物館相当施設以外の博物館も多数含まれている。登録館・相当施設は、博物館法、博物館法施行規則、公立博物館の設置及び運営に関する基準等において、不充分ながらも、博物館の機能を発揮させる基礎的要件の整備が求められている。しかしながら、登録館・相当施設には、国税・地方税等における優遇措置がなされるものの、登録・相当指定は、自主的な申請に基づくものであって、登録館・相当施設以外の館の中には登録館あるいは相当施設になりうる館も存在している。また、1979年の日本博物館協会の調査によれば、日本の美術館301館中、登録館・相当施設以外の館は157館(52%)にものぼるという。さらに、国立美術館は、相当施設はあるものの、登録館としての法的位置づけはないなど、法的な裏付けをもつ登録館・相当施設に調査対象をしばることは、決定的な意味をもつものではないことが推察されよう。現に日本において広く美術館と呼ばれて(あるいは自称されて)いる館を調査の対象に据えることの方が、現状の検討と今後の課題を追究する際には重要であろうと判断することにより、今回の調査においては、登録・相当館以外にも調査対象を拡大したのである。

調査は、郵送法によって行なわれた。1979年4月7日に調査票を発送し、6月20日までに到着した分を集計・分析の対象としたが、発送数362に対し、177の有効回答を得た(回収率48.9%)。館種別の回収状況は、次表の通りである。また、調査票の記入は、きるだけ専門

[表 0-1-公] 館種別有効回答数・対象館数

	総 合	美 術	計
国 立	0(1)	2(9)	2(10)
県 立	15(19)	17(27)	32(46)
市 立	28(34)	22(29)	50(63)
町 村 立	3(4)	7(11)	10(15)
計	46(58)	48(76)	94(134)

() 内対象館数

注) なお、以下、国立、都道府県立、市立、町村立をあわせて公立館とし、都道府県立は県立と表記する。

[表 0-2-公] 館種別回収率 (%)

	総 合	美 術	計
国 立	0	22.2	20.0
県 立	78.9	63.0	69.6
市 立	82.4	75.9	79.4
町 村 立	75.0	63.6	66.7
計	79.3	63.2	70.1

[表 0-1-私] 館種別有効回答数・対象館数

	総 合	美 術	計
施 設 立	2(4)	2(3)	4(7)
私 立	0(5)	12(40)	12(45)
会 社 立	0(5)	2(14)	2(19)
財 団 立	3(6)	42(89)	45(95)
社 团 立	1(1)	0(2)	1(3)
宗 教 立	1(3)	17(54)	18(57)
私 大 立	—	1(2)	1(2)
計	7(24)	76(204)	83(228)

() 内対象館数

注) ここで、施設立とは国立、学校立をまとめたものである。以下、施設立、私立、会社立、財団立、社団立、宗教立、私大立をあわせて私立館とする。また、集計にあたっては、私立館を【表 0-3-私】のように再分類し、私大立は施設立に含めた。

[表 0-2-私] 館種別回収率 (%)

	総 合	美 術	計
施 設 立	50	66.7	57.1
私 立	0	30	26.7
会 社 立	0	14.3	10.5
財 団 立	50	47.2	47.4
社 团 立	100	0	33.3
宗 教 立	33.3	31.5	31.6
私 大 立	—	50	50
計	29.2	37.3	36.4

[表 0-3-私] 館種別有効回答数・対象館数・回収率

	館 数	回収率(%)
財・社・宗立総	5(10)	50
施設立総・美	5(9)	55.6
私立美術	12(40)	30
宗教立美術	17(54)	31.5
会・財立美術	44(103)	42.7
私・会立総・社団美	0(12)	0
計	83(228)	36.4

() 内対象館数

職員にあたってもらうよう依頼した。結果的には専門職員以外の職員が記入にあたった場合も多いが、管理職職員が記入したり、館内で記入後の回覧が行なわれているところもあり、客観的事実は当然のことながら主観的な判断や意見を求める設問についても、館としての責任ある回答が得られた。

なお、この調査とは別に、美術館の今後の方向を検討する際の参考にするため、全国主要美術館の学芸担当者、美術専門家(評論家)、建築家など、合計 37 名を任意に選び、簡単なアンケート調査を行ない、30名から回答を得た(回収率 81%)。これについては、それぞれを解説するという形をとらず、本論中で適宜言及するにとどめた(表 I)。

以下の記述においては、特に公立館を中心に行ない、私立館については〈会社・財団立美術博物館〉に言及する程度にとどめた。

I. 設置と行政管轄

我国の公立博物館の多くが記念事業として住民の要望や意向と無関係に建設されてきたことについて各方面から批判のあることはすでに触れた。また、公立館の場合、館の運営方針をめぐって行政上の管轄がしばしば問題とされる。それは、そのような外的側面が後の博物館の活動に大きな影響を与えている事実をふまえてのことと思われる。従って、博物館の活動を評価・分析するにあたって設立時の状況と行政上の管轄について検討しておくことが是非とも必要な作業となる。

1. 設立時の経緯

この点については、今回の調査では設立時の経緯としていくつかの観点からやや具体的に当時の状況について

質問した。この設問には不備な点もあって無回答がかなりあるが、おおよその傾向は知ることができる。その結果、全体としては、自治体側に設立の必要性が認識されたとする館が半数を占め、〈県立総合〉で特に目立っている（表15-2）。これに対して市民の側に要望があったと回答した館は全体として36%に止まっている（〈県立美術〉では市民の要望もかなり高いが、これは双方からニーズが出されたとする館が3館あるためである）。しかも、どの範囲をもって市民の要望と回答されているか疑問も残る。市民とはいっても、一部の財界人とか、有識者、美術団体などであることが多くはないであろうか。このことは、後にみるように、コレクションの選定や展覧会の企画の際に一般市民の声が反映されることがあるかどうかという質問に対して、〈ある〉と回答した場合でもその具体的な記入例をみるとそれが一般住民であることはむしろまれであることからもうかがえるところである。

〈市立〉では〈総合〉〈美術〉とも、必要性が認識されたのではないが設立を促す条件があったとする館の多い点が目立つ。その条件として回答の多いのは、〈コレクションを保有していた〉、〈コレクションの寄贈があった〉、〈建物があった〉という点である（表15-6）。

自治体、住民のいずれか（あるいは双方）からニーズが出されたと回答した館については、建設費、コレクション、作品購入費の出所を尋ねた。〈建設費〉については、〈市立〉および〈町村立〉の〈総合〉で、利用できる建物があったとするところの多いのが目立つ他は自治体が支出した館が圧倒的に多い。これに対して、〈コレクション〉と〈作品購入費〉では、〈寄贈〉の割合が比較的高い（〈その他〉の記入に寄託、借上、管理換え、すべて寄贈による、などがみられる）。また、コレクションをすでにある程度保有していた自治体は〈市立〉に多く、〈県立〉に少いという結果になっている（表15-3, 4, 5）。

以上の結果から次の2点を指摘することができよう。

1つは、我国の博物館が市民の側からの要望よりも、多く自治体側の発意で設立されたものである点であり、これまでに指摘されてきた点をよく裏付けていると思われる。もう1つは、特に〈市立〉ではコレクションや作品購入費の寄贈、あるいは建物やコレクションをすでに保有していた、といった設立に有利な要因がかなり強くきっかけとして働いていたと思われる点である。

なお、私立館の場合には、すでにコレクションを保有していた個人・団体がその意志により設立した館が極めて多い（表15-7）。当然のことながら公立館とでは状況が全く異なる。

2. 行政上の管轄

国立を除く公立館の行政上の管轄は、博物館法の精神、博物館法19条「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。」の規定からいえば、都道府県あるいは市町村の教育委員会ということになる。ところが、現実には、[表6]にみられる通り、いくつかの館は首長部局に属している。これは、財政上・運営上のメリットによるものと考えられようが、博物館のもつ研究・教育の機能が軽視されていることの反映であるのなら、問題が残るところである。

また、後述するコレクションの収集や特別企画展の企画が、館独自ではなく教育委員会の判断にゆだねられる場合も散見されるが、館の独自性をそこなうものであり、行政機関と施設との分離・独立が充分になされていない状況が示されている。最終的には所轄の教育委員会が責任を負うとしても、館内で専門的知見にもとづいた活動の展開がなされることが望ましいことは、あらためて強調する必要もないであろう。ただし、特に市立・町村立の場合、専門職員や財政的な条件の整備が充分ではなく、教育委員会として運営にたずさわるという現状があるということに注意しておきたい。

近年、重要な行政課題のひとつとして、文化の問題がとりあげられており、文化行政は教育委員会の外でという動きが、「教育はチャージ（知的充電行為）、文化はディスチャージ（放電行為）」というフレーズを基礎にして活発にみうけられる。この動きを考えると、今後、博物館の管轄が首長部局の文化行政担当部門へ動くことが予想される。しかしながら、主張されるように、教育文化とはまったく正反対なものではなく、密接に関連しあうものであって、博物館のもつ研究・教育機能という点を考慮した賢明な対応が望まれよう。

II. 財政規模

財政規模は、博物館のあらゆる活動・運営に影響を与えるもっとも重要な要素である。設立や改築の際には建築費や作品購入費に巨額の予算が組まれるのが通例であるが、その後に継続して十分な予算が充当されなければ充実したコレクションを購築し、それを活用した種々の活動を展開できないことはいうまでもない。今回の調査では収入と支出の面から財政規模とその内容を検討することにした。しかし、この項目への回答率はあまり良いとはいわず、また公立の場合、歳入の面では〈一般財源〉の不明な館、支出について〈人件費〉が別会計として記入のない館が多いので、単純に比較することはできな

い。そこで、集計にあたって、各費目については0および無記入以外の記入のあるもののみ、また、合計値や各費目の比率については歳入と歳出を比較しつつ、一般財源、人件費の記入のあるもののみについて集計した。このため、有効回答数によって各項目の精度は異なる。このようにデータの信頼度があまり高いとはいえないの以下大まかな傾向についてのみ分析することとする。

全体みて公立館の財政規模は〈国立〉〈県立〉〈市立〉〈町村立〉の順に大きく、〈美術〉の方が〈総合〉よりやや大きい。しかし、いずれの館種も最大・最小値の開きが極めて大きく、財政規模は個々の館で様々である（表10-1, 3; 11-1, 2）。そこで、各費目については〈支出合計額〉に対する比率でみることにする。歳入では〈一般財源〉の占める比率が極めて高い。〈県立総合〉では8館中7館(88%)、〈市立総合〉では14館中10館(71%)、〈町村立総合〉では3館中2館(66%)が95%を越え、他方、〈入場料〉、〈使用料〉の占める比率は極めて低い。これに対して〈美術〉では〈一般財源〉が90%を越える館は〈県立〉6館中1館(17%)、〈市立〉12館中6館(50%)（〈町村立〉は2館中2館）しかなく、代わりに〈入場料〉、〈使用料〉の占める比率がやや多くなっている。しかし、それも〈県立〉1館に51%ある他は、多くて20%台(2館)である。〈財産収入〉が10%を越える館は公立館全体で1館しかない（〈市立美術〉20%）。公立館の活動の財政的基盤は地方自治体からの一般財源にほとんど依存しているといえよう。（〈その他〉の費目は、国や県からの補助金、図録販売料等である）

他方、私立館では〈入場料〉の占める比率が全体に高く、50%を越える館が59館中27館(46%)あり、このうち11館は歳入が〈入場料〉のみである。他には〈一般財源〉が50%を越える館が12館(20%)、〈財産収入〉が20%を越える館が11館(19%)ある（表10-1, 10-2）。このように公立館と私立館では財源の出所が極めて異なる。（〈その他〉の費目は、国・県からの補助金、寄付金等）

次に、公立館の支出額を各費目の比率でみてみよう。最も比率の高いのは〈人件費〉である。50%以上を占める館が〈県立総合〉の64%、〈市立総合〉の75%、〈町村立総合〉の33%、〈県立美術〉の43%、〈市立美術〉の47%、〈町村立美術〉の25%となっている（ただし、このうちには少数であるが職員数に比して人件費が低く、専任職員の分が算定されていないと思われるものも含まれているので、実際にはもう少し高い値になると考えられる）。次に多いのが〈管理・運営費〉で、上記と同じ順に示せば30%を越えている館はそれぞれ30%、32%

%、50%、50%、31%、100%となる。〈作品購入費〉は同様に10%を越える館がそれぞれ18%、5%、0%、57%、40%、25%となり、〈美術〉の方が一般に高い。これに対して、〈文化事業費〉、〈教育活動費〉、〈出版印刷費〉、〈PR費〉、〈図書購入費〉のいずれかが10%を越える館はそれぞれ18%、30%、0%、57%、20%、50%と、これらの費目の占める割合は全体に極めて少ない。とりわけ〈図書購入費〉が1%を越える館は〈市立総合〉に2館(2.3%, 5.3%)、〈県立美術〉に1館(1.0%)、〈市立美術〉に3館(1.5%, 1.3%, 1.6%)しかない。このように、大多数の博物館では管理・維持を中心とした予算配分に重点が置かれ、研究・教育に関連した活動費がほとんどないか名目的にすぎない状態であることがわかる。そして、このことは比率だけでなく実額を一覧するだけでも、また、全く支出していない館の多いことによってその額の低さを容易に看取しうるところである。これらの費目について特に不足を感じている館は作品購入費と図書購入費以外あまり多いとはいえないが（表11-3）、後で検討するように全体的にみて展覧会以外の活動が低調であることを考え合わせると、こうした活動を十分展開できるだけの予算を確保する必要があるといえるであろう。

私立館も同様の傾向を示して、〈文化事業費〉、〈教育活動費〉、〈PR費〉を支出している館は極めて少ない。しかし〈人件費〉については職員数に比してその額の低すぎる館が多く、有効なデータは得られなかった（表10-1, 2; 11-1, 2）。

III. 人的要素

1. 職 員

社会教育施設という場合、施設とは単に物的な建造物・設備のみを指すのではなく、そこに保有される資料類、その機能を発揮させる職員までを含むことは周知の通りである。しかしながら、ともすると物的な側面のみが注目され、職員の充実は軽視されることも多い。職員には、事務職員・技術職員等が含まれるわけであり、それぞれ欠くことのできない役割を担っているが、ここでは特に専門職員に焦点を絞りて現状を検討してみることとする。

職員数・専門職員数

[表1-1]に示される通り、博物館の全職員数は、県立レベルで約20名、市立レベルで10名弱、町村立レベルでは約3名である。これは、総合博物館・美術博物館双方で同じ程度であり、設置自治体のレベルと全職員数

[表 1-1] 1館あたり職員数

(人)

	専門職員			全職員	有効回答数
	常勤	非常勤	計		
県立総合	8.3	1.5	9.8	22.5	15
市立総合	2.0	0.5	2.5	7.3	28
町村立総合	0	0.7	0.7	3.3	3
国立美術	6.5	0	6.5	27.5	2
県立美術	4.2	0.2	4.4	21.7	15
市立美術	1.1	0.3	1.4	8.0	22
町村立美術	0.2	0	0.2	2.8	6
財・社・宗立総	2.0	2.4	4.4	10.8	5
施設立総・美	1.0	0.6	1.6	9.0	5
私立美術	0.7	0.2	0.9	4.6	12
宗教立美術	0.8	0.3	1.1	6.5	17
会・財立美術	1.4	0.4	1.8	7.9	44

との間には、上位ほど職員が多くなるという関係を見る事ができる。また、私立館では、〈財・社・宗立総〉〈会・財立美術〉が、ほぼ市立レベルと同じ程度になっていることが示されている。これは、財政規模の関連で職員数が決定されるということを示していると考えることを可能にさせるものである。

その中で専門職員（本調査では、学芸員と特立して記入を求めたが、必ずしも正確な回答は得られず、また、博物館相当施設の基準においては、「専門的職員として、学芸員有資格者、学芸員に相当する者のいづれかに該当する職員を有すること」となっており、専門資格保有者としての学芸員以外にも専門職員の概念を拡大して解釈した）の数は、〈県立総合〉で9.8人とやや大きいものの、〈町村立美術〉に至っては、0.2人と全く貧弱な状態であることが示されている。文部省告示・公立博物館の設置および運営に関する規準によれば、都道府県立・指定都市立では17人以上、市（指定都市を除く）町村立では6人以上の学芸員または学芸員補を置くものとされるが、現状は、県立レベルでようやく市立の基準に達するかどうかという具合に、基準にはるかに遠い状態である。もちろん、基準そのものの数字についての理論的・科学的根拠にまったく疑義がないわけでもないが、博物館の果すべき機能を考えた場合、現状で充分であるすることはできない。全職員数に対する専門職員の割合をみると、最も高い〈県立総合〉では43%であるが、〈町村立美術〉では6%にすぎず、また、美術博物館は、同レベルの自治体立の総合博物館に劣っている。[表 1-2]

に示される通り、専門職員のまったく配置されない博物館は、県立ではきわめて少数であるものの、〈市立総合〉で25%、〈市立美術〉で45%、町村立では半数以上にのぼっている。また、私立館では、〈私立美術〉〈宗教立美術〉は博物館の体をなさないともいえそうな状態であり〈会・財立美術〉がほぼ公立館の市立に相当するような程度であった。

以上みたように、博物館の人的条件（量的側面）は、きわめて劣悪な状態にある。のちに、活動面について具体的な言及を行なうが、総体的に活発な活動が行なわれていないことは、まず、この人的条件の未整備に帰せられると考えられよう。

なお、館設立時の職員数を[表 15-1]に示したが、公立館では〈県立〉が〈市立〉より多めであるという特徴がある程度できほど一貫している傾向はみられない。設置主体個々の条件によって異なっているものと考えられよう。さらに、表には示さなかったが、設立時の職員数と現在の職員数の比較を行なったが、設置主体や設立後の経過年数との間には一定の関連はみいだせない。中には職員数の伸びの著しい館もあるが、多くの館では設立時と大差のない職員数で館運営が行なわれているようである。このことは、館の設立時の条件整備が重要であることを示唆しているのかもしれない。

専門職員充足・不足感

専門職員の配置状況が劣悪なことを反映して、その充足・不足感については、おおかたの予想通りの結果があらわれた。[表 3-1]に示される通り、〈充実している〉と回答した館は、〈県立総合〉〈会・財立美術〉でそれぞれ1館ずつだけである。〈適当な数である〉とする館が公立館では〈県立総合〉〈市立総合〉〈市立美術〉で若干存在し、私立館ではやや多くみられるが、総体的には〈不足している〉とする館が多数を占めている。この中で注意をしておく必要があるのは、〈町村立美術〉〈宗教立美術〉における無回答の率が半数ほどに達しているということである。いくぶん解釈のしすぎになるかもしれないが、この種の館においては専門職員の存在そのものについての意義が認められていない、あるいは、専門職員の役割についての認識が浅いということではないであろうか。つまり、博物館の役割を限定的にとらえ、単に資料の保存程度でよしとするような傾向が存在するのではないかろうかということである。しかし、〈町村立美術〉での財政基盤の貧弱さ、〈宗教立美術〉ではそれに加えて設立の目的などを考えあわせると、これらの館の回答も、ただ批判の対象にするばかりではいけないのかもしれない。なお、[表 3-2]には、学芸員に限定した設問への回

[表 1-2] 専門職員の配置状況

(%)

	専門職員の割合	常勤専門職員なしの館	常勤+非常勤専門職員なしの館	有効回答数
県立総合	43	7	7	15
市立総合	33	32	25	28
町村立総合	20	67	67	3
国立美術	24	0	0	2
県立美術	20	7	7	15
市立美術	18	59	45	22
町村立美術	6	83	83	6
財・社・宗立総	41	0	0	5
施設立総・美	18	40	20	5
私立美術	18	83	67	12
宗教立美術	16	82	71	17
会・財立美術	23	32	23	44

答状況を示したが、ほぼ同じような傾向が示され、公立館では特に、〈適当な数である〉とするものの率が低くなっている。

専門職員採用パターン

[表 2] に専門職員採用パターンを示したが、かなり多様な採用方法がとられている状態が示されている。〈国

[表 2-1] 専門職員の採用パターン

(%) (複数回答)

	学芸員有資格者に限る	学芸員資格は問わない
館独自で公募する	①	⑤
館独自だが公募しない	②	⑥
一般職員として採用	③	⑦
その他の	④	⑧

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	有効回答数
県立総合	0	0	8	0	0	15	62	15	13
市立総合	0	0	35	5	0	15	45	5	20
町村立総合	—	—	—	—	—	—	—	—	0
国立美術	0	0	0	0	0	100	0	0	2
県立美術	7	14	36	43	0	0	14	7	14
市立美術	0	8	25	17	8	17	25	8	12
町村立美術	0	0	0	100	0	0	0	0	1
財・社・宗立総	0	25	25	0	25	50	25	25	4
施設立総・美	25	25	25	0	0	25	25	25	4
私立美術	0	67	0	0	0	67	0	0	3
宗教立美術	0	40	40	20	0	20	20	20	5
会・財立美術	6	41	0	3	0	38	38	19	32

[表 3-1] 専門職員数の評価

(%)

	不足	適當	充実	無回答	計	有効回答数
県立総合	67	20	7	7	100	15
市立総合	82	7	0	11	100	28
町村立総合	100	0	0	0	100	3
国立美術	100	0	0	0	100	2
県立美術	100	0	0	0	100	17
市立美術	73	14	0	14	100	22
町村立美術	57	0	0	43	100	7
財・社・宗立総	60	40	0	0	100	5
施設立総・美	80	20	0	0	100	5
私立美術	82	18	0	0	100	11
宗教立美術	24	24	0	53	100	17
会・財立美術	43	46	2	9	100	44

[表 3-2] 学芸員数の評価

(%)

	不足	適當	充実	無回答	計	有効回答数
県立総合	87	7	0	7	100	15
市立総合	82	7	0	11	100	28
町村立総合	100	0	0	0	100	3
国立美術	100	0	0	0	100	2
県立美術	100	0	0	0	100	17
市立美術	86	5	0	9	100	22
町村立美術	57	0	0	43	100	7
財・社・宗立総	80	20	0	0	100	5
施設立総・美	80	0	0	20	100	5
私立美術	64	9	0	27	100	11
宗教立美術	24	24	0	53	100	17
会・財立美術	41	47	3	9	100	44

立美術〉では、学芸員資格を問わず館独自に非公募の形で採用する館のみであるが、理由は明確でないものの、美術博物館では〈学芸員資格者に限る〉方が総じて多く、総合博物館では〈学芸員資格は問わない〉とする方が多いという特徴がみられる。公立館では、館独自で採用するところは、さほど多くはなく、一般職員として採用し、専門職員として配置する館がやや多い。なお、〈その他〉と回答があったものでは、人事委員会等で採用して博物館へ配置するものが多く、これは、一般職員として採用するということになるが、その際、館の推薦を行なうという形がとられており、公務員採用のルール内での折衷型であると考えられる。なお、美術博物館内では、市立では〈学芸員資格は問わない〉とする館が相対的に

多い。これは、博物館（職員）に対する自治体の考え方の反映といえるかもしれない。

私立館では、当然のことであるが、公立館とは反対に館独自に採用するところが多い。そして、学芸員資格の有無に対する態度は、ほぼ半々の割合であることは注目をひくところである。私立館は多様多様であることの反映でもあろうし、採用後の資格取得の困難さの反映であるかもしれないが、ここからは断定できないことは残念である。

なお、学芸員資格について付言しておきたいが、大学で学芸員資格を取得するためには、博物館学（4単位）、教育原理（1単位）、社会教育概論（1単位）、視聴覚教育（1単位）、博物館実習（3単位）を取得すればいいことになっている（博物館法施行規則）。専門職員として求められる能力を考えるとき、この定めは、あまりに単純で安易なものではないであろうか。現に、実際の採用の場面においては、資格は基礎的なものにすぎず、たとえば教育学部で学芸員資格を取得し、美術あるいは自然科学等の専門的学問的見識をもたない学生の博物館への就職はあまりみうけられないという状況もあり、学芸員資格の重みが感じられない。また、学芸員の待遇が、専門職員としての待遇にふさわしくない状態にあることが多いことにも、学芸員資格取得の容易さが反映しているとみることも可能である。内実の伴った養成制度が望まれるゆえんである。

専門職員採用上の重視ポイント

専門職員を採用する上でのポイントは、館によって多様である。まず、公立館についてみてみよう。多くの館では学芸員資格をとりあげるが、中には法的規制によるからやむを得ないとしながらも、学芸員資格は強く望むものではないとする回答をよせた館もある。美術博物館では当然のことであろうが、美術についての造詣（専門的知識）が深い点を強調する館がかなりみられる。これは、総合博物館においてもその館の専門学問領域での専門的知識があげられるのと同じである。また、それに付随して、研究心の旺盛さや調査・研究能力を指摘する館も存在する。中には、修士課程以上の学歴や外国語の能力を強調する館もあるが、学芸員としての実務経験を指摘する館も、いくつか存在した。これは、有能な学芸員の絶対的な不足を反映しているものと解釈され、有能な学芸員の奪い合いという状況が推測されうるものであって、前述したような学芸員の養成に大きな問題があることをうかがわせるものである。また、直接的に専門的能力に関係はないが、公務員としてふさわしい人格や協調性などを指摘した回答も存在したが、博物館の教育機関

[表 4-1] 館長の選任方法 (%)

	その都度異なる	一定の方針	計	有効回答数
県立総合	67	33	100	12
市立総合	77	23	100	26
町村立総合	100	0	100	3
国立美術	100	0	100	1
県立美術	83	17	100	12
市立美術	61	39	100	18
町村立美術	67	33	100	6
財・社・宗立総施設	33	67	100	3
立総・美術	20	80	100	5
私立美術	43	57	100	7
宗教立美術	0	100	100	10
会・財立美術	30	70	100	37

[表 4-2] 現館長の選任方法 (%)

	館内部から		館外部から		その他	計	有効回答数
	専門職員から	一般職員から	他の部署から	民間から			
県立総合	0	7	87	7	0	100	15
市立総合	11	3	68	18	0	100	28
町村立総合	0	0	33	33	33	100	3
国立美術	0	0	0	100	0	100	2
県立美術	13	0	54	20	13	100	15
市立美術	5	5	38	28	24	100	21
町村立美術	0	0	25	25	50	100	4
財・社・宗立総施設	33	33	0	0	33	100	3
立総・美術	0	20	0	0	80	100	5
私立美術	10	0	10	10	70	100	10
宗教立美術	13	13	13	0	63	100	8
会・財立美術	11	5	21	8	55	100	38

としての役割を考えた場合には注目してよい点であろう。

私立館についても、ほぼ同様の回答を得たが、学問的知識などを強調するものより、むしろ技術的な面での能力を重視する館が相対的に多かった。また、宗教立では、神職であることなどの条件が付されたものもいくつかあったが、特殊な例であるといえよう。

専門職員の研修機会

専門職員に研修の機会が充分に保障されること、博物館活動を活発にする、ひとつの重要な条件であると考

[表 5-1] 専門職員の研修の機会

(%)

	な い	あ る	計	有効回答数
県立総合	21	79	100	14
市立総合	38	62	100	21
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	0	100	100	1
県立美術	36	64	100	14
市立美術	25	75	100	12
町村立美術	0	100	100	1
財・社・宗立総施設立総・美	0	100	100	4
私立美術	100	0	100	3
宗教立美術	25	75	100	4
会・財立美術	25	75	100	4
	30	70	100	33

えられる。さきにみたように、専門職員の養成に問題があることを考えれば、この研修機会の保障の重要性は、さらに高いものとなるのである。日本博物館協会が戦前から博物館専門職員の養成や研修に努力し、学芸員研究会などを開催してきたことは高く評価されるべきであろうし、たとえば東京都教育庁でも 1976 年度から博物館職員（学芸員）研修を実施してきたことなど、研修の重要性の認識は高いといえるであろう。

ところで、1976 年の日本博物館協会による調査（日本博物館協会、『博物館に関する基礎調査——学芸員の実態調査；博物館園の展示に関する調査——』、1977 年 3 月）によれば、学芸員 247 名中、研究日があるとした者は、わずかに 25 名、職場における再教育が行なわれている者は 8 名という状態であるが、再教育の必要性については 74% が認めているということである。研修の必要性は認めているものの、その機会は保障されていないという状況が鮮明にみられるのである。

今回の調査においては、[表 5] にみられる通り、研修の機会が〈ある〉という回答はすべて 6 割以上で、前記日本博物館協会の調査に比較すると高い率の回答が得られている。これは、「職場における再教育」という概念に比べて、今回調査の「研修の機会」という概念が広いという点、個人調査と館調査のちがいという点に起因するものであろうが、公立館でも 2 ~ 3 割の館で研修の機会が〈ない〉という回答をよせていること、後述のような問題点が存在することなどを考えあわせれば、質・量ともに充分な研修の機会が保障されているとするることはできない。

具体的な研修の機会としては、公立館・私立館ともほ

ぼ同じようであるが、文部省存在外研究費による海外研究（〈国立美術〉）、館費による海外研究などの長期にわたる本格的なものや、文化庁・日本博物館協会・県博物館協会等による研修会への参加などがあげられている。また、館独自に講演会等を行ない研修の機会を作ったり、他館の展覧会等の見学、日常的な自己研修を行なうという回答も寄せられている。もっとも、最後のものは、専門職員としては当然のことであって、その機会の保障があるか否かが重要なのである。

このような研修の機会に対しては、さまざまな問題点が指摘されている。海外での研修の必要性が強調されるが、（公立館では）行政機構内での無理解が指摘されたり、総花的な研修でなく、より専門的で密度の高い研修の機会の必要性、大学・他館・研究所等への内地留学の必要性、自宅研修の機会の保障などが指摘されているのである。研修の機会を享受することについての大きなネックは、職員数の絶対的不足（研修中の事業をどうするかという問題）と、研修の際の経費の支出が充分ではないという点である。これは、公立館・私立館ともにみられる回答であった。なお、“現在、公立美術館特に市町村立が少數。これから美術館問題を相互に研究討議する機会が少ない”という指摘にみられるように、公立館のみならず私立館も含めた館相互の連携の必要性にも注目してよいであろう。この連携は、単に研修の問題にとどまらず、博物館活動全般についても検討され、博物館ネットワークが構想されてもよいであろう。

研修に関する問題点の指摘は、特に公立館の場合、熱を込めてなされていたようである。ここに博物館活動の発展の徵候をみとめるのは、楽観的にすぎようか。

専門職員の職務内容

前述の 1976 年日本博物館協会による調査によれば、学芸員の職務内容（「仕事の占める割合」）については、次表のような結果が得られている。これによれば、学芸員の実際の職務内容は、展示やそれを支える調査研究にあるわけであるが、今回の調査においても把握の方法は異なるものの、[表 9] にみられるようにほぼ同じような傾向がみられた。ただし、館種別、設置主体別で、いくつかの特徴があらわれている。公立館では〈国立美術〉は 1 館のみであるから除外すると、〈県立総合〉〈県立美術〉では、相対的に〈調査・研究〉に費される時間が多い。これは、県立レベルでの相対的な専門職員の充足に起因するとも考えられよう。また、これに関連して〈市立美術〉においては、〈事務・管理〉の比重が高いというのもひとつの特徴である。さらに、重要なことであるが、どこでも〈教育・普及活動〉に費される時間が短か

[表A] 第1位とランクされた職務内容 (人)

職務名	人數
調査研究	64
展示企画	35
展示示育	28
その他の業務	16
庶務	16
保存	12
収集	12
計	193

[表B] 職務内容第3位までのべ数

職務名	のべ数	%
展示	119	21
調査研究	113	20
展示企画	97	17
収集	78	13
保存	58	10
教育	44	8
庶務	26	5
受付	8	1
その他の業務	31	5

出典) 日本博物館協会『博物館に関する基礎調査—職員の実態調査; 博物館園の展示に関する調査一』1977, p.65.

いという傾向がみられる。博物館の主たる任務が資料の保存や展示にあるとしても、その資料を住民に結びつける〈教育・普及活動〉に専門職員が十分な時間を費すことができない状況は、博物館にとって不幸なことであるといわざるをえないであろう。なお、私立館では、〈会・財立美術〉は〈市立美術〉と似た状態にあることが示されている。

さて、このような専門職員の実際の職務内容については、いくつかの問題点が指摘されている。専門職員の絶対的不足が原因としてとりあげられ、〈展示の企画・構成〉などに追われることが多く、〈教育・普及活動〉や〈調査・研究〉の時間がとれないとする回答もみられ、また、〈調査・研究〉〈資料収集〉の予算が制約されている点を問題にする回答もみられた。いうまでもないことではあるが、人員の充分な配置と、充分な予算的措置とは、日常の博物館活動を支える最も基本的な条件なのである。

2. 館長

博物館の館長が、その館の活動を方向づけることにもなるので、館長には専門的能力を持った人物をあてるべきであるとする議論は、多くの論者が主張し、また、広く支持されているといつてよいであろう。しかしながら、前述の日本博物館協会調査において、登録館・相当施設にあって学芸員資格を有する館長は、148館中22館にすぎないという結果があらわれている通り、現在は理想にはほど遠いのである。今回の調査では、館長の選任の方法についての項目を設けた。

[表4-1]に示した通り、公立館においては、館長選任方法に一定の方針はなく、その都度選任方法が異なる館が多数をしめる。これとは逆に私立館においては、一定の方針をもつ館が多いのであるが、そこには、後述するよう私立館固有の理由が存在しているのである。現館長の方法は、〈国立美術〉で〈民間から〉任用しており、公立館全体としては、〈館内部から〉任用する館は、きわめて少數であり、館外部の〈他の部署から〉配置転換される例が多い。また、〈その他〉の例としては、市長・教育長等の兼務、元校長や元(市)幹部の任用などが主であり、〈他の部署から〉に準ずる方法と考えられる。このようにみると、公立館においては、館長ポストは、単に行政機構の一ポストとして認識が強いのではないかと考えることができよう。すでに述べた通り、博物館の活動は館長の見識や能力によるところも大であるわけであり、行政機構の一部署として専門的能力を無視した人事異動には問題が多いといえよう。なお私立館においては、〈その他〉とする回答がきわめて多いが、これは、館の創立者あるいは後継者、財団の理事長等が就任しているものであって、私立館の性格が反映されている結果である。

3. 博物館協議会

周知の通り、博物館法によれば、公立館には、運営に関し館長の諮問に応じ、館長に対して意見を述べる機関として、博物館協議会を置くことができるとしている。しかしながら、その実態については、あまり明らかではないので今回の調査において項目を特に設けたが、結論的には大雑把な枠組みが判明した程度であった。

博物館協議会が〈設置されている〉館は、[表7-1]に示される通りであるが、総合博物館・美術博物館とも設置率は〈県立〉〈市立〉〈町村立〉の順になっている。これは規模の大きさに伴い機関の整備の必要性が生じていると解釈できよう。構成人数は[表7-2]に示したが、ここでは〈県立〉〈市立〉〈町村立〉の順に人数が多く、[表7-3]に示された年間開催数では〈県立〉の多人数少

[表 6-1] 行政上の管轄

(%)

	首長 部局	教育委 員会	その 他	計	有効回 答数
県立総合	0	100	0	100	15
市立総合	7	93	0	100	28
町村立総合	0	100	0	100	3
国立美術	0	0	100	100	1
県立美術	18	82	0	100	17
市立美術	9	86	5	100	22
町村立美術	0	100	0	100	4

[表 7-1] 博物館協議会の設置

(%)

	なし	あり	計	有効回 答数
県立総合	20	80	100	15
市立総合	30	70	100	27
町村立総合	67	33	100	3
国立美術	100	0	100	1
県立美術	18	82	100	17
市立美術	41	59	100	22
町村立美術	60	40	100	5

[表 7-2] 博物館協議会の人数

(人)

	最大	最小	平均	有効回 答数	無回 答数
県立総合	20	9	14.3	12	0
市立総合	20	5	9.8	19	0
町村立総合	—	—	7	1	0
国立美術	—	—	—	0	0
県立美術	30	8	14.8	14	0
市立美術	20	5	10.1	13	0
町村立美術	—	—	18	1	2

[表 7-3] 博物館協議会の年間開催回数

(1977 年度) (回)

	最大	最小	平均	有効回 答数	無回 答数
県立総合	4	1	2.5	11	1
市立総合	5	1	3.0	19	0
町村立総合	—	—	3	1	0
国立美術	—	—	—	0	0
県立美術	2	1	1.8	14	0
市立美術	5	1	2.3	13	0
町村立美術	—	—	4	1	2

[表 8-1] 特別企画展の企画(企画・立案)の主体

(%)

	委員 会	館 長	副館 長	専門 部課	特定の 職員	その 他	計	有効回 答数
県立総合	0	0	0	61	8	31	100	13
市立総合	0	17	0	4	22	61	*	23
町村立総合	0	0	0	0	0	100	100	2
国立美術	0	0	0	0	0	100	100	1
県立美術	0	7	0	73	13	13	*	15
市立美術	10	30	0	20	20	25	*	20
町村立美術	20	20	0	0	0	60	100	5
財・社・宗立総 施設立総・美 私立美術 宗教立美術 会・財立美術	0	50	0	0	0	50	100	4
	0	20	0	20	0	60	100	5
	9	82	9	0	9	9	*	11
	25	50	0	13	13	13	*	8
	11	41	8	5	11	60	*	37

注) * は複数回答のあったもの

[表 8-2] 特別企画展の企画(最終決定)の主体

(%)

	委員 会	館 長	副館 長	専門 部課	特定の 職員	その 他	計	有効回 答数
県立総合	0	92	0	0	0	8	100	13
市立総合	8	79	0	0	4	8	100	24
町村立総合	8	100	0	0	0	0	100	1
国立美術	0	100	0	0	0	0	100	2
県立美術	7	87	0	7	0	13	*	15
市立美術	25	50	0	5	10	15	*	20
町村立美術	20	40	0	0	0	40	100	5
財・社・宗立総 施設立総・美 私立美術 宗教立美術 会・財立美術	0	75	0	0	0	25	100	4
	0	75	0	0	0	25	100	4
	9	73	0	0	9	9	100	11
	0	75	0	0	0	25	100	8
	23	55	0	3	6	17	*	35

注) * は複数回答のあったもの

回数、〈市立〉の少人数多回数という特徴はうかがえるものの、開催回数は最大でも5回と少なく、どの程度まで実質的に機能しているかについては疑問が残るところである。

メンバーの職業については、回答に不備が多く、厳密な比較検討はできないが、作家・評論家・他館々長などの専門家の顔ぶれもかなり含まれていることが確認されている。活動内容については、博物館法の規定に準じての回答が多く、これといった特徴はみいだせない。

以上のような状況をみると、博物館協議会は、社会教育法の公民館運営審議会が住民の運営への参加をめざし

[表 9-1] 専門職員の職務内容(費す時間で考えた場合)

(点)

	調査・研究	資料収集	資料整理	展示の企画・構成	教育・普及活動	事務・管理	有効回答数
県立総合	1.6	1.9*	1.8	1.4	2.1*	2.5*	14(13*)
市立総合	2.0*	2.1	1.8	1.7	2.2	2.1**	18(19*, 17**) 0
町村立総合	—	—	—	—	—	—	1
国立美術	2	1	2	1	2	1	1
県立美術	1.8	2.1*	2.1	1.2*	2.5**	2.2	12(13*, 11**) 1
市立美術	2.0*	2.2	1.9	1.7	2.0	1.7	9(10*)
町村立美術	3	3	3	3	3	1	1
財・社・宗立総施設立総・美	1.8	1.5	2.3	2.0	2.8	1.8	4
私立美術	2.3*	3.0	1.3*	1.7	1.7	2.0	3(4*)
宗教立美術	2.0	2.3	1.8*	1.7	2.3	1.3*	3(4*)
会・財立美術	1.3*	1.5	1.7*	1.5	2.3	1.8	4(3*)
	1.8**	2.6*	1.7-	1.7	2.5+	1.6	27(26*, 28**) 29+, 31-)

注) 〈多い〉とするものに1点、〈中間〉とするものに2点、〈少ない〉とするものに3点を与えた。したがって数値が小さいほど、その職務に費す時間は多く、数値が大きいほど、その職務に費す時間は少ない。

[表 9-2] 専門職員の職務内容の順位

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
県立総合	展示の企画・構成	調査・研究	資料整理	資料収集	教育・普及活動	事務・管理
市立総合	展示の企画・構成	資料整理	調査・研究	資料収集	教育・普及活動	事務・管理
町村立総合	—	—	—	—	—	—
国立美術	展示の企画・構成	資料収集	事務・管理	資料整理	調査研究	教育・普及活動
県立美術	展示の企画・構成	調査・研究	資料整理	資料収集	事務・管理	教育・普及活動
市立美術	展示の企画・構成	事務・管理	資料整理	調査・研究	教育・普及活動	資料収集
町村立美術	事務・管理	展示の企画・構成	資料整理	調査・研究	教育・普及活動	資料収集
財・社・宗立総施設立総・美	資料収集	調査・研究	事務・管理	展示の企画・構成	資料整理	教育・普及活動
私立美術	資料整理	展示の企画・構成	教育・普及活動	事務・管理	調査・研究	資料整理
宗教立美術	事務・管理	展示の企画・構成	資料整理	調査・研究	資料収集	教育・普及活動
会・財立美術	調査・研究	資料収集	展示の企画・構成	資料整理	事務・管理	教育・普及活動
	事務・管理	展示の企画・構成	資料整理	調査・研究	教育・普及活動	資料収集

ているものと解釈されるのに対し、たとえば美術博物館にあっては美術専門家の助言を期待しているという具合に解釈してよいであろう。あたかも、専門職員の未整備、非専門の館長の存在という現状を前提として、その補完機関として存在しているように考えられるのは、皮肉なことである。

IV. コレクション

博物館の運営、活動はコレクションを中心にして展開されるものであり、優れたコレクションを作り上げるこ

とはもっとも基本的な業務であると考えられる。従って活動面について検討する前に、その基礎となるコレクションについてみておく必要がある。しかし、コレクションの内容を直接評価することは極めて難しい問題である。その量はともかく、評価上の重要な要素である質や体系性をアンケートによって直接調査することはほとんど不可能であるといってよい。

他方、コレクションは一朝一夕に構築されるものではなく、長期的な収集活動の結果として築かれるものである。従って優れたコレクションを作るためには、収集の方針や選定プロセス、購入予算などに十分な配慮がなさ

れていなければならぬ。つまり、組織的な体制ができることが優れたコレクションを構築するための前提条件として考えられる。そして、逆にこのような側面を検討することはコレクションの内容を間接的に評価することになるのであろう。

このような観点から今回の調査では、上に述べたような収集上の諸問題に絞って回答を求めるとした。

作品購入費

1977年度の支出額のうち作品購入費についてみると、〈平均値〉〈最大・最小値〉とも〈国立〉〈県立〉〈市立〉

[表 10-1] 1977年度歳入額(平均値)

(千円)

	一般財源	入場料	使用料	財産収入	その他	合計	無回答数
県立総合	48491(8)	6735(12)	3132(10)	664(5)	655(9)	57090(8)	1
市立総合	19007(14)	1001(15)	1077(3)	120(2)	10678(11)	26988(14)	4
町村立総合	3119(3)	318(2)	0	0	0	3331(3)	0
国立美術	0	64908(1)	312(1)	279(1)	57(1)	0	1
県立美術	64411(6)	10998(9)	9545(9)	8572(2)	3581(10)	70962(6)	5
市立美術	40657(12)	3525(14)	1040(8)	1765(6)	10345(6)	48866(12)	4
町村立美術	480(2)	392(2)	0	0	0	480(2)	3
財・社・宗立総施設立総・美	5157(3)	10691(4)	532(2)	944(2)	867(3)	13681(5)	0
私立美術	2893(2)	5600(1)	0	0	4000(1)	5129(3)	3
宗教立美術	2250(2)	7107(8)	1412(4)	3202(3)	26145(4)	20132(9)	3
会・財立美術	200(1)	26465(8)	5158(2)	8684(2)	25550(3)	39532(8)	9
	23648(21)	23690(33)	2464(12)	6461(25)	9497(27)	49696(35)	9

() 内回答数。無回答数: すべてその項目に回答のないもの

[表 10-2] 歳入額(最大値・最小値)

(千円)

	一般財源	入場料	使用料	財産収入	その他	合計
県立総合	97106 7097	23270 646	15677 62	2860 1	1622 11	105901 7447
市立総合	89481 540	6365 11	1109 9	176 63	101105 103	101457 565
町村立総合	4951 85	375 260	0	0	0	4951 460
国立美術	0	64908	312	279	57	0
県立美術	171266 4251	21684 2566	44469 51	16623 520	7780 12	191978 8746
市立美術	264651 491	13497 75	2265 27	7327 6	21482 963	290657 2884
町村立美術	620 339	600 184	0	0	0	620 339
財・社・宗立総施設立総・美	10049 221	21898 950	868 202	1625 263	5119 50	39559 950
私立美術	4072 1714	5600	0	0	4000	9600 1714
宗教立美術	3500 1000	39000 15	4400 285	6510 50	99113 1	145560 15
会・財立美術	200	150542 22	10216 100	17268 100	74803 50	242613 22
	224819 431	318863 4	9328 262	45037 10	67306 6	329991 14

[表 11-1] 1977年度支出額(平均値)

(千円)

	作品購入費	管理運営費	人件費	文化事業費	教育活動費	出版印刷費	PR費	図書費				その他	合計	無回答数
								専門書	雑誌	その他	計			
県立総合	8225 (10)	30676 (14)	53811 (11)	11053 (8)	2877 (9)	2404 (8)	1081 (6)	327 (10)	110 (6)	118 (6)	463 (10)	28452 (5)	102023 (11)	0
市立総合	1006 (14)	9316 (24)	17953 (20)	943 (14)	160 (14)	768 (19)	159 (8)	70 (13)	55 (4)	56 (4)	120 (17)	1377 (11)	30031 (20)	1
町村立総合	120 (2)	713 (2)	1630 (3)	0	270 (1)	330 (2)	0	50 (1)	0	0 (1)	50 (1)	2457 (1)	3331 (3)	0
国立美術	140999 (1)	0 (1)	137551 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	105490 (1)	384040 (1)	1
県立美術	17856 (8)	53945 (9)	25848 (7)	25672 (7)	4809 (2)	5009 (4)	1005 (4)	771 (6)	103 (5)	74 (1)	777 (8)	3274 (4)	88069 (7)	7
市立美術	10296 (12)	9113 (15)	17493 (15)	9165 (10)	1527 (4)	564 (12)	227 (7)	591 (10)	77 (7)	17 (5)	467 (14)	5845 (7)	44340 (16)	4
町村立美術	200 (1)	210 (3)	206 (4)	0	0	60 (1)	58 (2)	0	0	0	0	152 (2)	533 (4)	3
財・社・宗立総	177 (2)	2119 (4)	9705 (4)	4516 (3)	239 (1)	858 (3)	55 (2)	46 (1)	10 (1)	0	160 (3)	503 (3)	17541 (4)	1
施設立総・美	1843 (2)	353 (2)	3807 (2)	0	200 (1)	0	434 (2)	200 (1)	0	0	250 (2)	857 (2)	6786 (2)	3
私立美術	200 (2)	5119 (6)	10983 (7)	482 (4)	7622 (2)	250 (5)	593 (5)	1014 (6)	130 (6)	7 (1)	975 (7)	6690 (3)	23390 (7)	1
宗教立美術	1747 (2)	20943 (6)	24542 (2)	2099 (3)	1349 (2)	1650 (3)	347 (3)	1010 (3)	6 (3)	4 (1)	1075 (4)	60061 (2)	83774 (3)	12
会・財立美術	19676 (18)	13370 (32)	10444 (30)	5065 (14)	160 (9)	2121 (23)	3025 (15)	260 (18)	99 (11)	159 (5)	365 (25)	6457 (25)	48103 (30)	10

注 () 内回答数。無回答数: すべての項目に回答のないもの

[表 11-2] 支出額(最大値・最小値)

(千円)

	作品購入費	管理運営費	人件費	文化事業費	教育活動費	出版印刷費	PR費	図書費				その他	合計
								専門書	雑誌	その他	計		
県立総合	20000 264	53992 1672	230450 922	21899 2030	6590 80	6482 390	4473 120	800 58	194 13	420 20	1038 58	67604 189	323846 7447
市立総合	5168 40	18874 85	82165 16	5000 10	616 11	2862 32	721 38	202 3	100 22	107 5	672 10	7712 12	195345 565
町村立総合	220 20	1086 340	2655 120	0	270	360 300	0	50	0	0	50	2457	4951 460
国立美術	140999 0	137551 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105490	384040
県立美術	33600 1000	265735 3584	62172 4251	47078 14118	8300 1318	8760 240	2412 199	2000 202	186 10	74	2000 10	7985 43	191978 8085
市立美術	76215 200	65331 85	68400 109	73291 56	2525 14	2800 70	960 2	4503 10	176 12	23 10	4679 10	36829 15	290657 2884
町村立美術	200	370 102	600 27	0	0	60	90 25	0	0	0	0	300 3	900 273

財・社・宗立総	300 53	3526 1000	20782 2400	12974 74	239	1600 275	100 10	46	10	0	225 56	921 227	40746 950
施設立総美	3500 186	400 306	4200 3413	0	200	0	700 167	200	0	0	300 200	1514 200	900000 4072
私立美術	300 100	23750 300	67640 50	1020 186	15200 43	670 10	1891 50	3500 33	600 4	7	4100 44	15550 200	145560 10
宗教立美術	3394 100	61677 22	48484 600	4460 20	2678 20	3040 150	780 100	2000 30	6	4	2000 40	120101 20	242613 1150
会・財立美術	109000 42	98455 260	55821 445	28180 38	500 23	17691 10	23228 17	800 50	600 6	341 72	1140 12	58370 13	259189 113

[表 11-3] 支出額(不足する費目)(複数回答)

(%)

	作品購入費	管理運営費	人件費	文化事業費	教育活動費	出版印刷費	PR費	図書費				その他	有効回答数	無回答数
								専門書	雑誌	その他	合計			
県立総合	86	14	0	43	14	43	0	43	0	0	14	0	7	8
市立総合	72	33	17	39	33	28	22	39	22	6	0	0	18	10
町村立総合	67	0	33	0	33	33	0	33	0	0	0	0	3	0
国立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	2
県立美術	100	0	0	0	0	0	20	60	0	0	0	0	5	12
市立美術	83	17	0	17	0	0	17	33	0	0	17	0	6	16
町村立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	7
計	79	21	10	28	21	23	15	41	10	3	5	0	39	55

[表 12-1] 収集範囲の限定(作品のジャンル、年代、形態、地域など)

(%)

	限定していない	限定している	重点は置いている	計	有効回答数
県立総合	14	36	50	100	14
市立総合	61	4	35	100	26
町村立総合	0	0	100	100	3
国立美術	0	50	50	100	2
県立美術	20	33	47	100	15
市立美術	16	37	47	100	19
町村立美術	75	25	0	100	4
財・社・宗立総	25	50	25	100	4
施設立総・美	25	0	75	100	4
私立美術	33	33	33	100	9
宗教立美術	89	11	0	100	9
会・財立美術	34	43	23	100	35

[表 13-1] 作品収集の際の選定主体 (%)

選定委員会	館長	副館長	専門部課	特定の職員	その他	計	有効回答数	
県立総合	14	21	0	29	14	21	100	14
市立総合	0	26	0	4	31	39	100	23
町村立総合	0	33	0	0	0	67	100	3
国立美術	50	50	0	50	0	50	*	2
県立美術	18	24	0	59	18	6	*	17
市立美術	31	19	0	19	12	19	100	16
町村立美術	0	25	0	0	0	75	100	4
財・社・宗立総	0	50	0	0	0	50	100	4
施設立総・美	25	25	0	0	0	50	100	4
私立美術	10	90	10	0	0	0	*	10
宗教立美術	25	38	0	12	0	25	100	8
会・財立美術	11	69	9	3	0	11	*	35

注) * は複数回答のあったもの

[表 13-2] 最終決定の主体 (%)

決定委員会	館長	副館長	専門部課	特定の職員	その他	計	有効回答数	
県立総合	7	86	0	7	0	0	100	14
市立総合	0	76	0	0	8	16	100	25
町村立総合	0	67	0	0	0	33	100	3
国立美術	50	50	0	0	0	0	100	2
県立美術	29	65	0	12	0	6	*	17
市立美術	25	31	0	13	6	25	100	16
町村立美術	0	60	0	0	0	40	100	5
財・社・宗立総	0	75	0	0	0	25	100	4
施設立総・美	25	75	0	0	0	25	*	4
私立美術	20	80	0	0	0	0	100	10
宗教立美術	11	56	0	11	0	33	*	9
会・財立美術	25	61	3	3	0	11	*	36

注) * は複数回答のあったもの

[表 14-1] 選定の際の住民の意見の有無 (%)

	ない	ある	計	有効回答数
県立総合	86	14	100	14
市立総合	77	23	100	26
町村立総合	67	33	100	3
国立美術	100	0	100	2
県立美術	77	23	100	17
市立美術	76	24	100	17
町村立美術	75	25	100	4
財・社・宗立総	100	0	100	4
施設立総・美	100	0	100	2
私立美術	100	0	100	10
宗教立美術	90	10	100	10
会・財立美術	100	0	100	39

[表 15-1] 設立時の職員数

(%)

	0名	1-5	6-10	11-15	16-20	21-	計	有効回答数
県立総合	0	14	21	21	14	29	100	14
市立総合	0	88	8	0	4	0	100	25
町村立総合	100	0	0	0	0	0	100	2
国立美術	0	0	0	50	0	50	100	2
県立美術	0	8	46	23	0	23	100	13
市立美術	0	70	15	10	5	0	100	20
町村立美術	20	80	0	0	0	0	100	5
財・社・宗立総施設立総・美	0	60	20	20	0	0	100	5
私立美術	11	67	11	0	11	0	100	9
宗教立美術	0	45	36	0	9	9	100	11
会・財立美術	0	70	24	3	3	0	100	37

設立時の経緯（公立の場合）

- 1. 自治体（機関）側に美術（博物）館を設立する必要が認識された
- 2. 市民の側に設立を求める声があった
- 3. 特に設立する必要性は認識されていたわけではないが、下記の条件があった

建設費は、	1. ほとんど自治体（機関）が支出した 2. 外部からの寄贈があり一部を自治体（機関）が支出した 3. ほとんど外部からの寄贈に負った 4. 利用できる建物があった 5. その他 ()
コレクションは、	1. 設立時、自治体（機関）が保有するコレクションはほとんどなかった 2. ある程度保有していた 3. 外部からの寄贈があった（見込まれた） 4. 外部からの寄贈はなかった（見込まれなかった） 5. その他 ()
設立時の作品購入費は、	1. ほとんど自治体（機関）が支出した 2. 外部から寄贈があった（見込まれた） 3. 外部からの寄贈はなかった（見込まれなかった） 4. その他 ()

1. 財源があった 2. すでにある程度のコレクションを保有していた 3. 利用できる建物があった 4. 建設費の寄贈があった（見込まれた） 5. コレクションの寄贈があった（見込まれた） 6. 作品購入費の寄贈があった（見込まれた） 6. その他 ()
--

[表 15-2] 必要性の認識(複数回答)

(%)

	1	2	3	有効回答数
県立総合	90	20	0	10
市立総合	32	36	32	22
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	100	0	0	1
県立美術	60	53	7	15
市立美術	31	31	46	13
町村立美術	60	40	0	5

[表 15-6] 条件(複数回答)

(%)

	1	2	3	4	5	6	7	有効回答数	無回答数
県立総合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市立総合	14	71	43	14	43	0	14	7	0
町村立総合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県立美術	0	100	100	0	100	0	0	1	0
市立美術	0	33	33	0	50	0	17	6	0
町村立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[表 15-3] 建設費(複数回答)

(%)

	1	2	3	4	5	有効回答数	無回答数
県立総合	79	0	14	7	0	14	1
市立総合	63	11	0	42	0	19	2
町村立総合	50	0	0	50	0	2	1
国立美術	100	0	0	0	0	1	1
県立美術	64	22	7	7	0	14	2
市立美術	60	20	10	0	10	10	6
町村立美術	60	20	20	0	0	5	2

注) [表 15-2] で無回答であっても、ここに記入のあったものは有効回答数に含めて算定([表 15-4, 5] も同じ)

[表 15-4] コレクション(複数回答)
(%)

	1	2	3	4	5	有効回答数	無回答数
県立総合	42	42	16	0	0	12	3
市立総合	14	64	29	0	0	14	7
町村立総合	50	0	50	0	0	2	1
国立美術	0	0	100	0	0	1	1
県立美術	80	7	33	0	7	15	1
市立美術	30	40	30	0	10	10	6
町村立美術	0	40	40	0	20	5	2

[表 15-5] 作品購入費(複数回答)
(%)

	1	2	3	4	有効回答数	無回答数
県立総合	73	9	0	18	11	4
市立総合	53	41	6	6	17	4
町村立総合	100	0	0	0	1	2
国立美術	—	—	—	—	0	2
県立美術	40	27	7	27	15	1
市立美術	50	25	0	38	8	8
町村立美術	20	60	0	20	5	2

設立時の経緯(私立の場合)

① 個人・団体の意志

② 個人の遺言

③ すでにコレクションを保有していた

④ すでに建物を保有していた

⑤ 建設費があった

⑥ 作品購入費があった

⑦ その他

[表 15-7] 私立(複数回答)

(%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	有効回答数
財・社・宗立総	100	0	40	0	20	0	20	5
施設立総・美	100	0	100	50	0	50	0	2
私立美術	64	18	90	27	18	18	27	11
宗教立美術	47	6	65	29	41	12	18	17
会・財立美術	77	7	77	23	21	9	7	43

[表 16-1] コレクションに占める購入・寄贈の割合(設立時より現時点)

(%)

	寄贈	購入	半々	どちらともいえない	わからぬ	計	有効回答数
県立総合	29	43	21	7	0	100	14
市立総合	71	7	4	18	0	100	28
町村立総合	67	0	33	0	0	100	3
国立美術	50	50	0	0	0	100	2
県立美術	41	29	18	12	0	100	17
市立美術	52	24	19	5	0	100	21
町村立美術	60	40	0	0	0	100	5
財・社・宗立総	80	0	0	0	20	100	5
施設立総・美	20	60	20	0	0	100	5
私立美術	9	73	18	0	0	100	11
宗教立美術	58	17	8	17	0	100	12
会・財立美術	56	35	2	5	2	100	43

[表 16-2] コレクションに占める購入・寄贈の割合(過去5年間)(%)

	寄贈	購入	半々	どちらともいえない	わからぬ	計	有効回答数
県立総合	36	36	0	28	0	100	14
市立総合	70	11	15	4	0	100	27
町村立総合	67	0	33	0	0	100	3
国立美術	0	100	0	0	0	100	1
県立美術	29	41	24	6	0	100	17
市立美術	40	40	10	5	5	100	20
町村立美術	75	25	0	0	0	100	4
財・社・宗立総施設立総・美	75	0	0	0	25	100	4
私立美術	0	100	0	0	0	100	4
宗教立美術	9	73	18	0	0	100	11
会・財立美術	55	27	9	9	0	100	11
	46	51	0	0	3	100	35

[表 17-1] 図書室の有無(%)

	ない	ある	計	有効回答数
県立総合	40	60	100	15
市立総合	54	46	100	28
町村立総合	67	33	100	3
国立美術	50	50	100	2
県立美術	29	71	100	17
市立美術	59	41	100	22
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設立総・美	60	40	100	5
私立美術	80	20	100	5
宗教立美術	58	42	100	12
会・財立美術	53	47	100	15
	42	58	100	43

[表 17-2] 図書室の一般公開(%)

	公開されていない	公開されていない	条件つきで公開	計	有効回答数	無回答数
県立総合	11	67	22	100	9	0
市立総合	0	75	25	100	12	1
町村立総合	100	0	0	100	1	0
国立美術	0	100	0	100	1	0
県立美術	18	73	9	100	11	1
市立美術	11	56	33	100	9	0
町村立美術	—	—	—	—	0	0
財・社・宗立総施設立総・美	50	0	50	100	2	3
私立美術	0	100	0	100	1	5
宗教立美術	40	40	20	100	5	7
会・財立美術	14	57	29	100	7	10
	20	68	12	100	25	19

[表 17-3] 図書室所蔵冊数(平均値)

(冊)

	美術(博物)関係書	その他	合計	有効回答数
県立総合	2832(6)	2286(4)	4344(9)	9
市立総合	1207(5)	800(3)	7046(10)	10
町村立総合	200(1)	0	200(1)	1
国立美術	5600(1)	200(1)	5800(1)	1
県立美術	2641(10)	15845(6)	13375(9)	10
市立美術	1422(8)	1345(5)	2578(7)	8
町村立美術	—	—	—	0
財・社・宗立総施設立総・美	2517(2)	62(1)	2548(2)	2
私立美術	1610(5)	2740(3)	3254(5)	5
宗教立美術	106(4)	4084(4)	4190(4)	4
会・財立美術	835(20)	367(12)	1054(20)	20

注) () 内回答数

[表 17-4] 所蔵冊数(最大値・最小値)

(冊)

	美術(博物)関係書	その他	合計
県立総合	8500 210	4948 100	8500 210
市立総合	4250 84	1100 300	52000 84
町村立総合	200	0	200
国立美術	5600	200	5800
県立美術	10618 66	93905 10	100656 76
市立美術	5000 50	3722 1	5500 559
町村立美術	—	—	—
財・社・宗立総施設立総・美	3200 1834	62	3200 1896
私立美術	4000 250	8000 20	12000 250
宗教立美術	300 30	12700 970	13000 1000
会・財立美術	5000 50	1500 14	5000 90

[表 17-5] 1977年度年間購入冊数(平均値)

(冊)

	美術(博物) 関係書	その他	合 計*	有効回 答数
県立総合	41(6)	40(5)	81(7)	7
市立総合	16(7)	22(4)	29(8)	9
町村立総合	50(1)	0	50(1)	1
国立美術	500(1)	20(1)	520(1)	1
県立美術	202(8)	774(2)	976(8)	8
市立美術	51(6)	27(2)	78(8)	8
町村立美術	—	—	—	0
財・社・宗立総	34(1)	0	34(1)	1
施設立総・美	—	—	—	0
私立美術	84(5)	50(1)	186(4)	5
宗教立美術	15(3)	128(5)	137(5)	5
会・財立美術	58(18)	26(11)	83(19)	19

注) () 内回答数

注) * 雑誌については、誌数で答えた館と冊数で答えた館があり、統一がとれないので集計しなかった。合計値にも雑誌は含まれていない。[表 17-6]も同じ。

[表 17-6] 購入冊数(最大値・最小値)

	美術(博物) 関係書	その他の	合 計
県立総合	124 5	110 5	167 32
市立総合	76 2	114 1	116 3
町村立総合	50	0	50
国立美術	500	20	520
県立美術	600 12	6174 20	6588 12
市立美術	250 10	200 12	250 10
町村立美術	—	—	—
財・社・宗立総	34	0	34
施設立総・美	—	—	—
私立美術	250 20	50	600 35
宗教立美術	30 3	470 3	500 16
会・財立美術	100 4	130 1	378 4

〈町村立〉〈私立館〉の間にこの順に規模の大きさに極めてはっきりとした較差がみられる(表 11-1, 2)。各館種とも最大・最小値の間には大きな差があり、また、作品購入費には偶然性がつきまとい、各館とも購入費は年によってかなり異なると思われる所以単純に比較することはできないが、おおよそ自治体の規模を反映しているといつてよいであろう。

また、博物資料と美術資料の価格の違いによるものと思われるが、美術博物館に較べ総合博物館の作品購入費は格段に低く、その差は支出総額の差よりもはるかに大きい。加えて、作品購入に全く支出しなかった館(支出額合計値のみの記入のあったものは除く)は〈県立美術〉2館(20%)、〈市立美術〉4館(22%)であるのに対し、〈県立総合〉5館(33%)、〈市立総合〉13館(48%)とかなり高い値を示している(ただし〈町村立〉は〈総合〉1館(33%)、〈美術〉3館(75%)である)。私立館も39館(54%)が高い。もちろん、各館の収集対象や範囲に合致した作品が毎年必ず現われるわけではなく、従って予算があっても毎年購入できるというものでもないが、寄贈をきっかけとして設立された比較的小規模な館では作品収集をしていないと付記した館がかなりあることも事実である。こうした館ではコレクションに対する新鮮な魅力が薄れていくことは目に見えており、たとえ不定期であっても購入の努力は継続していくべきであろう。

ところで、以上の数字はあくまで結果としての支出額であって予算額ではないので、各館の作品購入に対する姿勢や購入費の充実などを単純に推測することはできない。同時に、すでに触れたように自治体の規模や館の性格、作品購入の機会、作品の価格等の問題も考慮しなければならない。そこで今回の調査ではやや主観的ではあるが、支出額について特に不足を感じている費目を合わせて回答してもらった。回答率(41.5%)はかなり低い(特に私立館は極めて低いので集計しなかった)が、各費目の中で〈作品購入費〉に対する不足感は圧倒的に高いことが知られる(表 11-3)。このことは、今日の博物館の実状をもっとも端的に示したものであろうと思われる。そして、とりわけ美術館の場合、評価の定まった美術作品が希少かつ高価になりつつある現状ではこの問題は今後ますます深刻になるものと思われる。予算の増額は当然のことながら、同時に予算のたて方を工夫し、計画的な購入をすることが望まれよう。

寄 贈

このように作品購入費が乏しい現状で対策として考えられるのは、作品の寄贈に頼ること、収集範囲を限定することであろう。作品の寄贈については、コレクション

のうち主要なものが購入によるものか寄贈によるものかという形で質問した(表16-1,2)。設立時より現時点まででは、〈県立総合〉を除いて相対的に寄贈の割合が高く、購入の割合が低い。これは特に〈市立総合〉と〈町村立〉で目立つ傾向である。私立館については、寄贈の意味が公立館とやや異なると思われるが、やはり同じ傾向を示している。しかし、過去5年間についてみると、〈県立美術〉〈市立美術〉では購入による割合がかなり増加し、私立館も同様である。以前に較べれば購入予算に改善が見られるようである。それでも、寄贈に多くを負っている館は相変わらずかなり多く、特に〈総合〉や〈町村立〉では状況はほとんど変わらないといってよい。この調査結果は、作品購入予算の乏しさを寄贈によってカバーしている実態を端的に示しているように思われる。また、我国の博物館の多くが建物の建設に熱心で、コレクションは寄贈にまかせてきたというよく指摘される事実を裏書きしているように思われる。もちろん、寄贈自体は決して不都合なことではなく、むしろ奨励されるべきことであるが、収集方針が明確でないままに寄贈に多くを依存することは館の主体性を失わせ、雑多でまとまりの悪いコレクションを作り上げる危険性を伴いがちである。博物館側で購入予算を十分計上し、主体的、計画的に収集していくことが望ましい姿であることに変わりはないであろう。

収集範囲

ここでは収集範囲をどのように限定しているか回答を求めた(表12-1)。全体的にみると、限定していない館は相対的に少なく、何らかの形で限定ないし重点を置いている館は60%を越える。とりわけ〈県立総合〉〈県立美術〉〈市立美術〉では80%を越えている。しかし、コレクションを寄贈に負っている割合の高い〈市立総合〉と〈町村立美術〉で限定していないと回答している館が多い点は興味深いところである。作品購入自体が少なければ収集方針も特にないということであろうか。

限定あるいは重点を置いている場合、その範囲を記入してもらったが、予算規模の比較的大きい〈県立美術〉では限定・重点の範囲もかなり広く、明治以降とか近代、20世紀といった時代、近代美術とか現代美術、日本美術、近代絵画といったジャンル、また県内出身作家といった限定(およびそれらの組み合わせ)をしている。これに対して、〈市立美術〉では特定作家、特定の狭いジャンル、郷土出身作家などそれより狭い範囲に限定している。ただし、政令指定都市にある1館および大都市の1館は予算額も多く、県立レベルの限定の仕方をしている。総合博物館は、収集対象が多様なためか、資料のジ

ャンルや年代での限定はあまりみられず、地域を〈県立〉では県、〈市立・町村立〉では郷土、地域などそれぞれの行政上の範囲に限定している所が圧倒的に多い。以上のように、各館ともおおよそ作品購入費の規模に見合った限定の仕方をしているといえるであろう。しかし、本来は単に機械的、概念的に限定するのではなく、一定の限定を設けた上でそれに関連した作品を体系的に収集していくことが望ましいと考えられるが、その実態は回答からのみではうかがえない。

私立館の場合は、個人が収集したコレクションを基礎にすることが多いためか、特定の極めて狭いジャンル、年代、地域、作家に限定した館が非常に多い。また、すでに触れたように、収集していないと付記した館もかなりみられ、設立を促した基礎コレクションの範囲をそのまま回答したものもある。こうした特性から、私立館の中には個人コレクターが長期に渡って収集したまとまりのよいコレクションをもつところも少なくない。しかし、そのようなコレクションは個人的趣味に偏る危険性もあり、館として自立した後の収集方針の重要性が指摘されよう。

選 定

作品収集の際の選定のあり方については、選定および決定を誰が行なっているか、また一般住民の意見が反映されるかどうかの2点について回答を求めた(表13-1,2; 14-1)。これによって、作品収集がどの程度組織的に、また客観的、民主的に行われているかある程度うかがい知ることができよう。

まず、選定についてみると、〈専門部課〉によるところは〈県立〉に多く、その名称は学芸課が圧倒的に多い(他には事業課、文化課がある)。しかし、〈市立〉で〈専門部課〉としているところのほとんどは、付記された名称からみて教育委員会社会教育課ともくされ、館内の専門部課ではないようである。〈特定の職員〉と回答した館は比較的多いが、その内容をみると、〈県立〉では単に学芸員と回答したり、学芸課あるいは事業課の学芸員したりするところが多く、〈専門部課〉との区別はかなりあいまいである。〈市立〉ではほとんど教育委員会である。また、〈その他〉に回答した館が極めて多いが、〈県立〉では学芸課の部門別担当者とするところが大半で〈専門部課〉に近いものであるが、〈市立〉、〈町村立〉では単に学芸員、専門職員、一般職員とするところが多く、他に教養係、資料係、理事会などがある。〈選定委員会〉と回答した館は全体に少ない。その構成は3~7名程度で、館職員のみの場合、民間人を加えている場合、民間人(大学教授、地元作家)のみの場合、それぞれみられるが記

[表 17-7] 図書室担当職員数 (専任)

(%)

	0(名)	1	2	3	4	5	6-	計	有効回答数	無回答数
県立総合	67	22	11	0	0	0	0	100	9	0
市立総合	100	0	0	0	0	0	0	100	12	1
町村立総合	100	0	0	0	0	0	0	100	1	0
国立美術	100	0	0	0	0	0	0	100	1	0
県立美術	67	11	0	0	11	0	11	100	9	3
市立美術	89	11	0	0	0	0	0	100	9	0
町村立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財・社・宗立総	100	0	0	0	0	0	0	100	2	3
施設立総・美	0	0	0	100	0	0	0	100	1	5
私立美術	50	25	25	0	0	0	0	100	4	8
宗教立美術	50	17	0	17	17	0	0	100	6	11
会・財立美術	91	9	0	0	0	0	0	100	22	22

[表 17-8] 担当職員数 (兼任)

(%)

	0(名)	1	2	3	4	5	6-	計	有効回答数	無回答数
県立総合	22	67	11	0	0	0	0	100	9	0
市立総合	33	42	8	8	8	0	0	100	12	1
町村立総合	0	100	0	0	0	0	0	100	1	0
国立美術	0	0	0	100	0	0	0	100	1	0
県立美術	22	45	22	0	0	11	0	100	9	3
市立美術	11	56	33	0	0	0	0	100	9	0
町村立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財・社・宗立総	0	100	0	0	0	0	0	100	2	3
施設立総・美	0	0	0	0	100	0	0	100	1	5
私立美術	75	25	0	0	0	0	0	100	4	8
宗教立美術	17	17	0	17	17	0	33	100	6	11
会・財立美術	0	73	18	5	0	5	0	100	22	22

入が少なく、詳細は不明である。〈館長〉とするところも比較的多いが、他を組み合わせて回答しているところ、他の職員、委員の意見を聴くといっているところもかなりあり、館長単独で選定しているところは少ないようと思われる。

私立館では〈館長〉とするところが圧倒的に多く、個人的な色彩がかなり強い。また、私立館で〈選定委員会〉として回答されたものの大半は理事会や役員会に類するものであり、職員が参加するものは少ない。〈その他〉と回答した中では単に学芸員、職員とするところが多いが、他は館長、理事長、学芸員などの組み合わせによる場合である。

最終決定については〈館長〉によるところが多いが、美術博物館では〈専門部課〉、〈決定委員会〉によるところもある。また、〈市立〉では〈その他〉と回答して、教育長とするところが目立つ。〈県立美術〉では専門家、学識経験者よりなる資料購入委員会や寄託等審議委員会、運営協議会などを設けている例がみられる。

以上の結果からみる限り、職員規模の大きい〈県立〉の選定・決定のプロセスにはある程度組織性がみられるものの、〈市立〉では館内部ではなく教育委員会によるところが多く、組織性のみならず専門性の面でも問題が残るよう思われる。〈市立〉のこの状況は、専門職員の少なさが大きな要因となっていると考えられる。

選定の際に一般住民の声が寄せられたり、それが選定に反映されることは極めて少ない。また、〈ある〉と回答した館でもその内容をみると、アンケートや友の会の意見など明らかに一般住民の要望と考えられるものはわずか3例しかなく、他の14例は協議会あるいは地域の専門家の意見を参考にするとか、寄贈の際に市民の仲介、協力があるなどごく限られた市民層であることがわかる。近年、公立新設館が高価な西洋美術を無定見に購入して市民から反発を受けるなどという事例もみられるが、一般市民の要望もできるだけ吸収するような体制を整えておかなければ、今後こうした事態が続けられることになるであろう。また、一部新設館の巨額の作品購入は今回の調査結果にみられる作品購入費の不足状況と裏

腹の現象であるが、はたして今後も同じレベルの予算投入が続けられるであろうか。重要なことは作品購入費の額ではなく、明確な方針の下に計画的、系統的な購入を行なっていくことであり、そのためのしっかりした組織、体制を整えることであろう。

V. 博物館活動

1. 機能

博物館の機能は今日少なくとも理念の上ではかなり広く考えられている。コレクションを収集して展示するという基本的活動に加え、調査研究、教育などの活動にも大きな役割が与えられている。そして、研究室、図書室、

[表 18-1] 現に重視している博物館の機能 (*)

	展示	収集	教育	研究	保存	管理	その他	有効回答数
県立総合	1.5	2.9	4.1	4.0	3.6	4.7	7.0	12
市立総合	1.8	3.7	4.0	4.1	3.4	4.0	6.9	23
町村立総合	2.0	2.3	5.0	4.0	3.3	4.3	7.0	3
国立美術	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	1
県立美術	1.5	2.4	5.5	3.6	3.5	4.6	7.0	13
市立美術	1.6	3.9	4.6	4.4	2.7	3.6	7.0	14
町村立美術	1.8	4.5	4.0	5.3	2.3	3.3	7.0	4
財・社・宗立総	1.0	3.0	5.0	4.7	3.0	4.7	7.0	3
施設立総・美	2.3	3.7	3.0	4.3	3.7	4.0	7.0	3
私立美術	1.5	3.8	4.3	4.2	3.5	3.7	7.0	6
宗教立美術	2.0	5.2	4.9	4.2	2.3	2.9	6.9	9
会・財立美術	1.7	4.1	4.8	4.3	2.5	3.5	7.0	30

[表 18-2] 望ましい順位 (*)

	展示	収集	教育	研究	保存	管理	その他	有効回答数
県立総合	2.1	2.2	4.1	3.0	4.5	5.2	7.0	13
市立総合	2.9	2.7	3.7	2.5	3.8	5.3	7.0	25
町村立総合	4.0	2.3	3.0	2.0	4.7	5.0	7.0	3
国立美術	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	1
県立美術	2.2	2.4	4.8	2.3	4.4	5.1	6.8	13
市立美術	1.9	2.8	4.3	4.1	3.3	4.6	7.0	16
町村立美術	1.0	4.3	3.3	4.0	3.5	5.0	7.0	4
財・社・宗立総	1.0	2.0	5.5	5.0	3.0	4.5	7.0	2
施設立総・美	2.0	3.7	3.0	4.7	3.0	4.7	7.0	3
私立美術	1.7	4.3	4.5	2.0	4.0	4.8	7.0	6
宗教立美術	3.7	4.4	4.7	3.7	5.6	2.8	6.9	9
会・財立美術	2.0	3.9	4.6	3.7	2.7	4.3	6.4	29

注) * 各項目につけられた順位を評価点として計算し、各項目の得点数で割った値を算出した

集会室、ホール、学習室などを設けて、そうした活動を設備の面でも打ち出している館も近年増加している。しかしながら、こうした広範囲の機能が十分に認識され、実際に展開されているであろうか。実際、すでにみたように、調査研究や教育にまで活動範囲を広げられるだけの予算や職員を確保している館は少ない。また、それらの活動の具体的な実態について、他の章節でも貧弱な状態であることを触れておいた。そこで、ここでは特に各館が機能の面で特に重視しているものと、今後の望ましい重点の置きかたとを質問することによって、別の角度から各館の実態と問題点をさぐることとした。

[表 18-1] に示した通り、現に重視されているものについてみると、公立の場合、全体的には〈展示〉が圧倒的に多く、次いで〈収集〉〈保存〉であり、〈研究〉〈管理〉そして〈教育〉にはあまり重点が置かれていない。しかし、〈市立〉および〈町村立美術〉では〈収集〉よりも〈保存〉〈管理〉に対する重視度の方が高い。私立の場合には、やはり〈展示〉にもっと重点が置かれているが、〈収集〉には力点が置かれず、〈保存〉〈管理〉の方が重点が置かれている。しかし、〈教育〉〈研究〉は同様に低い。この結果は、他の章節でも述べた今日の博物館の状況を端的に示しているように思われる。

これに対して、今後の望ましいあり方についての質問では、この順位はかなり変化する(表 18-2)。公立館は〈展示〉〈収集〉〈研究〉〈保存〉〈教育〉〈管理〉の順になり、私立館は〈展示〉〈保存〉〈研究〉〈収集〉〈管理〉〈教

育〉の順となる。〈展示〉の重要度は相変わらず高く、また公立館では〈収集〉、私立館では〈保存〉への指向がなお強い。いずれも、〈研究〉に対する比重が高まり、〈管理〉が後退している。〈教育〉は相変わらず低いが公立館ではやや増えている。しかし、館種別にはそれぞれ違いもみられる。〈県立〉では特に〈研究〉に、〈市立〉では〈収集〉に重視の度合が高まっており、それぞれの規模による特性と実情を反映していて興味深い。また、〈市立総合〉が〈研究〉への重点を強めているのに対し、〈私立美術〉はあまり変化がなく、〈県立美術〉が〈教育〉への重点を強めているのに対し、〈県立総合〉は変化がない。〈町村立〉では〈収集〉はほとんど変化せず、〈教育〉〈研究〉に重点が大きく移行しているが、〈町村立美術〉はなお〈保存〉指向が強い。〈市立美術〉も〈保存〉指向が強く、〈教育〉〈研究〉に対する指向は弱いようである。

いずれにしても〈研究〉〈教育〉に対する指向は強く、このことは今後、予算と職員が十分に確保されれば、これらの活動が充実していく可能性を示唆するものである。

2. 展 覧 会

博物館活動の中でも展覧会(展示)はもっとも基本的な活動であり、その企画や展示技術の良否は博物館に対する利用者の認識や評価に大きな影響を与えるものである。そして、すでに触れたように、今回の調査結果でみても博物館の機能の中でも最も多くの時間が割かれてい

[表 19-1] 1977 年度展覧会実施回数(平均値)

(回)

	館主催(含共催)				貸館				有効回答数
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他	
県立総合	2.2(5)	4.5(13)	2.3(3)	3.3(3)	1(2)	3(3)	10(6)	11(2)	14
市立総合	4(8)	3.5(17)	1.7(3)	1(2)	1(1)	1(1)	0	0	22
町村立総合	*	0	1(1)	0	0	0	0	0	3
国立美術	*	1.5(2)	0	0	0	0	0	0	2
県立美術	3.2(9)	4.9(13)	1.7(6)	2.3(6)	4(1)	50.8(4)	65.7(7)	0	15
市立美術	5(9)	4.2(12)	2.4(7)	4.5(4)	0	3.7(3)	22.7(6)	7(2)	18
町村立美術	6(1)	3(2)	2(1)	0	0	0	0	0	5
財・社・宗立総施設立総美	3(1)	6.5(2)	0	0	2(1)	0	0	0	3
私立美術	7.7(3)	3.3(4)	0	0	0	0	0	0	5
宗教立美術	1.2(6)	4.5(2)	1(1)	0	0	0	0	0	7
会・財立美術	5(7)	1.5(4)	0	0	1(1)	0	0	0	8
	3.9(23)	2.2(21)	1(3)	11.3(3)	0	0	23(1)	6(1)	38

注) () 内回答数。* 不明 [表 19-2, 5, 6] も同じ。

[表 19-2] 回 数(最大値・最小値)

(回)

	館主催(含共催)				貸館			
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他
県立総合	3 1	18 1	4 1	4 3	1	5 2	32 1	12 10
市立総合	14 1	7 1	3 1	1	1	1	0	0
町村立総合	*	0	1	0	0	0	0	0
国立美術	*	2 1	0	0	0	0	0	0
県立美術	6 2	12 1	3 1	4 1	4	185 2	122 21	0
市立美術	9 3	9 1	4 1	8 1	0	6 2	46 4	10 4
町村立美術	6	4 2	2	0	0	0	0	0
財・社・宗立総施設立総・美	3	8 5	0	0	2	0	0	0
私立美術	18 1	8 1	0	0	0	0	0	0
宗教立美術	2 1	5 4	1	0	0	0	0	0
会・財立美術	15 1	2 1	0	0	1	0	0	0
	20 1	6 1	1	30 1	0	0	23	6

[表 19-3] 日数(平均値)

(日)

	館主催(含共催)				貸館				有効回答数
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他	
県立総合	264(6)	112(12)	47(2)	64(2)	7(2)	28(3)	59(5)	33(2)	14
市立総合	234(11)	69(15)	48(3)	8(2)	10(1)	3(1)	0	0	22
町村立総合	326(2)	0	3(1)	0	0	0	0	0	3
国立美術	197(1)	66(2)	0	0	0	0	0	0	2
県立美術	150(9)	113(13)	29(7)	27(6)	74(1)	102(4)	348(7)	0	15
市立美術	226(15)	72(12)	28(7)	37(4)	0	26(3)	101(6)	39(2)	18
町村立美術	298(5)	122(2)	30(1)	0	0	0	0	0	5
財・社・宗立総施設立総・美	329(2)	123(2)	0	0	101(1)	0	0	0	3
私立美術	333(5)	297(2)	40(1)	0	0	0	0	0	7
宗教立美術	247(7)	63(4)	0	0	30(1)	0	0	0	8
会・財立美術	255(28)	109(20)	78(3)	23(3)	0	0	100(1)	285(1)	38

注) () 内回答数

[表 19-4] 日 数 (最大値・最小値)

(日)

	館主催(含共催)				貸館			
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他
県立総合	298 175	350 16	65 28	79 48	10 4	32 25	162 4	55 10
市立総合	330 37	220 2	120 5	9 7	10	3	0	0
町村立総合	359 293	0	3	0	0	0	0	0
国立美術	197	75 56	0	0	0	0	0	0
県立美術	306 64	242 6	73 13	73 6	74	293 14	765 128	0
市立美術	300 74	150 2	49 9	67 12	0	53 6	202 23	56 21
町村立美術	365 200	200 43	30	0	0	0	0	0
財・社・宗立総	357 300	171 5	0	0	101	0	0	0
施設立総・美	367 110	160 10	0	0	0	0	0	0
私立美術	365 300	320 274	40	0	0	0	0	0
宗教立美術	365 15	120 3	0	0	30	0	0	0
会・財立美術	365 90	365 17	179 6	30 12	0	0	100	285

[表 19-5] 利用者数(平均値)

(人)

	館主催(含共催)				貸館				有効回答数
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他	
県立総合	63696(7)	28791(10)	12382(2)	8169(2)	3321(1)	35731(2)	14373(4)	24742(2)	14
市立総合	23133(13)	9157(15)	2178(2)	9336(3)	3000(1)	*	0	0	22
町村立総合	5360(2)	0	1000(1)	0	0	0	0	0	3
国立美術	229881(1)	146016(2)	0	0	0	0	0	0	2
県立美術	27120(8)	77813(12)	20230(7)	8574(6)	128644(1)	652517(3)	104673(6)	0	15
市立美術	17876(14)	19441(12)	7732(6)	16645(4)	0	8714(3)	27379(6)	7143(2)	18
町村立美術	18138(4)	2000(1)	2000(1)	0	0	0	0	0	5
財・社・宗立総	75439(2)	45264(2)	0	0	23709(1)	0	0	0	3
施設立総・美	22704(3)	431(4)	0	0	0	0	0	0	5
私立美術	28386(5)	6988(1)	*	0	0	0	0	0	7
宗教立美術	220411(7)	84896(4)	0	0	4138(1)	0	0	0	8
会・財立美術	77385(25)	27971(16)	134365(3)	20660(3)	0	0	31882(1)	14000(1)	38

注) () 内回答数

[表 19-6] 利用者数(最大値・最小値)

(人)

	館主催(含共催)				貸館			
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他
県立総合	67315 348	285540 4840	21240 3524	11554 4784	3321	44029 27433	30933 395	49211 272
市立総合	86737 1835	21896 389	2848 1507	27093 157	3000	*	0	0
町村立総合	6250 4470	0	1000	0	0	0	0	0
国立美術	229881	268011 24021	0	0	0	0	0	0
県立美術	140132 4090	472405 6000	49773 3879	19101 655	128644	1919216 15230	215460 43196	0
市立美術	67495 1755	62948 300	12195 600	40334 1569	0	14243 3600	79496 2386	8276 6009
町村立美術	50000 550	2000	0	0	0	0	0	0
財・社・宗立総	125277 25600	83411 7117	0	0	23709	0	0	0
施設立総・美	55000 1500	11756 375	0	0	0	0	0	0
私立美術	90000 250	6988	*	0	0	0	0	0
宗教立美術	700000 1925	169822 3000	0	0	4138	0	0	0
会・財立美術	644180 600	191525 600	383394 1000	60000 380	0	0	31882	14000

る。従って、展覧会活動の実態を量と質の両面からとらえておくことは極めて有意義であるが、質の面の評価は困難があるので、今回の調査では開催状況を中心に回答を求め、質については、企画展の方針や企画・立案システムについての質問によって間接的にとらえるに留めた。

開催状況

まず、1977年度の開催状況を展覧会の種類別に、その回数、日数、利用者数について概観しておこう(表19-1, 2, 3, 4, 5, 6)。〈館主催〉では〈常設展〉を除けば〈特別企画展〉が最も多く実施されている。回数、日数、利用者数のいずれでみても、〈県立〉〈市立〉〈町村立〉の順に多いが、それぞれの中で最大・最小値の開きはかなり大きく、その実態は様々である。〈特別企画展〉を年間5回以上実施した館は〈県立総合〉では13館中4館(31%)、〈市立総合〉17館中7館(41%)、〈県立美術〉13館中7館(54%)、〈市立美術〉12館中5館(42%)あるが、10回以上は〈県立総合〉に2館、〈県立美術〉に1館あるだけである。これに較べて館主催の〈公募展〉は、実施館も少なく、回数、日数、利用者数のいずれも少な

い。また、これは〈総合〉では少なく、〈県立美術〉〈市立美術〉で多く実施されている。私立館でも〈特別企画展〉がかなり実施されているが、回数、日数、利用者数とも〈常設展〉の方が多い。

他方、貸館としての〈特別企画展〉は極めて少ないが〈公募展〉は〈県立美術〉、〈団体・個展〉は〈県立総合〉〈県立美術〉〈市立美術〉のそれぞれ少数の特定館が集中的に実施している。そして、これら特定の小数館で実施されている〈公募展〉〈団体・個展〉は回数、日数、利用者数、いずれも館主催の展覧会に較べて圧倒的に数が多い。

何らかの形で貸館を実施している館は、〈県立総合〉が14館中7館(50%)、〈県立美術〉が15館中8館(53%)であるのに対し、〈市立美術〉18館中7館(39%)、〈市立総合〉は22館中2館(9%)、〈私立館〉38館中4館(11%)、〈町村立〉がいずれも0と、〈県立〉に大きく偏っていることがわかる。これは館の目的や方針にもよるであろうが、施設規模に左右されることが多いと思われる。

次に[表19-7]に示したように、実施された展覧会がどのような組み合せ方で行われたかをみると、〈常設展〉

廿八會組合覽覽展施實表 19-7

[表 19-8] 館の方針としてウェイトを置いている展覧会種別(複数回答)

(%)

	館主催(含共催)				貸館				有効回答数
	常設展	特別企画展	公募展	その他	特別企画展	公募展	団体・個展	その他	
県立総合	55	64	0	0	9	0	0	0	11
市立総合	59	47	0	0	0	0	0	0	17
町村立総合	100	0	0	0	0	0	0	0	1
国立美術	100	100	0	0	0	0	0	0	1
県立美術	7	93	7	0	0	7	0	0	14
市立美術	69	38	6	0	0	0	0	0	16
町村立美術	100	0	0	0	0	0	0	0	3
財・社・宗立総	67	33	0	0	0	0	0	0	3
施設立総・美	100	0	0	0	0	0	0	0	2
私立美術	83	17	0	0	0	0	0	0	6
宗教立美術	78	22	0	0	0	0	0	0	9
会・財立美術	73	19	0	4	0	0	4	0	26

特別企画展の方針

- ① 常設展でカバーできないものを重視する
- ② 常設展の趣旨を補強する
- ③ 地域性を重視する
- ④ 話題性を重視する
- ⑤ 特に方針はもっていない
- ⑥ 他の(具体的に記入してください)

[表 20-1] 特別企画展の方針(複数回答)(%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	有効回答数
県立総合	67	33	75	17	8	25	12
市立総合	58	21	88	13	0	17	24
町村立総合	50	100	100	0	0	0	2
国立美術	0	0	0	0	0	100	1
県立美術	27	13	53	0	27	27	15
市立美術	33	14	62	14	14	14	21
町村立美術	33	67	0	0	0	33	3
財・社・宗立総	33	33	33	0	33	33	3
施設立総・美	20	0	0	0	20	60	5
私立美術	40	30	30	0	30	0	10
宗教立美術	33	42	33	17	33	17	12
会・財立美術	32	41	24	18	12	18	34

[表 21-1] 特別企画展に対する住民の意向(%)

	反映させていない	反映させている	計	有効回答数
県立総合	75	25	100	12
市立総合	70	30	100	23
町村立総合	100	0	100	1
国立美術	100	0	100	2
県立美術	80	20	100	15
市立美術	60	40	100	20
町村立美術	67	33	100	3
財・社・宗立総	100	0	100	3
施設立総・美	100	0	100	2
私立美術	89	11	100	9
宗教立美術	89	11	100	9
会・財立美術	93	7	100	27

作家活動の助成

[表 22-1] 展示会場提供 (%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	54	46	100	13
市立総合	76	24	100	17
町村立総合	100	0	100	1
国立美術	100	0	100	2
県立美術	41	59	100	17
市立美術	47	53	100	17
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設	50	50	100	2
私立美術	50	50	100	2
宗教立美術	86	14	100	7
会・財立美術	100	0	100	8
	83	17	100	35

[表 22-2] 補助・助成金の提供 (%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	91	9	100	11
市立総合	94	6	100	16
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	100	0	100	2
県立美術	100	0	100	14
市立美術	73	27	100	15
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設	100	0	100	2
私立美術	100	0	100	2
宗教立美術	86	14	100	7
会・財立美術	100	0	100	8
	91	9	100	33

[表 22-3] 作品の買上 (%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	58	42	100	12
市立総合	76	24	100	17
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	50	50	100	2
県立美術	38	62	100	13
市立美術	56	44	100	16
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設	100	0	100	2
私立美術	50	50	100	2
宗教立美術	71	29	100	7
会・財立美術	88	12	100	8
	76	24	100	34

[表 22-4] 賞の提供 (%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	57	43	100	14
市立総合	88	12	100	17
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	0	100	100	2
県立美術	43	57	100	14
市立美術	37	63	100	16
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設	100	0	100	2
私立美術	86	14	100	7
宗教立美術	88	12	100	8
会・財立美術	83	17	100	35

[表 22-5] 創作・研究の場の提供 (%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	82	18	100	11
市立総合	80	20	100	15
町村立総合	—	—	—	0
国立美術	100	0	100	2
県立美術	86	14	100	14
市立美術	73	27	100	15
町村立美術	100	0	100	4
財・社・宗立総施設	100	0	100	2
私立美術	50	50	100	2
宗教立美術	86	14	100	7
会・財立美術	63	37	100	8
	73	27	100	33

[表 22-6] 館内における模写 (%)

	許可していない	許可している	計	有効回答数
県立総合	60	40	100	15
市立総合	32	68	100	25
町村立総合	0	100	100	2
国立美術	0	100	100	2
県立美術	73	27	100	15
市立美術	60	40	100	20
町村立美術	60	40	100	5
財・社・宗立総施設	20	80	100	5
私立美術	33	67	100	3
宗教立美術	33	67	100	12
会・財立美術	75	25	100	16
	54	46	100	41

だけを実施している館は〈町立村〉で多い他は全体に比較的少なく、〈特別企画展〉と組み合せて実施している館が最も多い（特に〈総合〉）。また、各種の展覧会を組み合わせて多彩な活動を行なっているところもかなりみられる（特に〈美術〉）。ところが、方針としてこれらの展覧会のいずれに重点を置いているかという質問への回答では、いずれの館も〈常設展〉および〈特別企画展〉に完全に集中して、貸館による展覧会に回答した館は全体でわずか2館しかない（表19-8）。それも複数回答の1つとして回答されたものである。従って、貸館として行われる展覧会は公立館の一つの特色となっているが、いずれの館も主体的、積極的に力を入れているのは〈常設展〉〈特別企画展〉であるといふことができる。この2つのうちでは、〈県立〉（特に〈美術〉）は〈特別企画展〉を重視し、〈市立〉〈町立〉は〈常設展〉を重視する傾向がある。このような結果はある意味で当然とも考えられるが、他方で特定の館で貸館による展覧会の回数日数、利用者数が圧倒的に多いことを考えると、これが館の方針や企画と切り離されて放置されているのであるとしたら問題はかなり大きいといえよう。

特別企画展の企画と方針

館主催の特別企画展は、公立館の75%、私立館の55%で実施されている。そして、すでにみたように多くの館で大変重視されているが、その企画・立案や実施の方針はどのように考えられているであろうか。まず、企画・立案について、それを主として誰が行なっているか回答を求めた（表8-1, 2）。一覧してわかるように、公立館では〈県立〉が〈企画専門の部課〉に集中している他は〈館長〉〈特定の職員〉〈その他〉に分散し、はっきりした組織をもつ所は少ない。また、〈企画委員会〉をもつところも極めて少ない。私立館では〈館長〉によるところが最も多い。各項目に付記された名称等は、公私とともに、すでに述べた「コレクションの選定」の場合とほとんど同一であるが、公立館の〈企画・決定委員会〉では館運営委員会、館管理委員会など必ずしも企画専門とも思われない委員会名が大半を占め、〈市立〉では最終決定が教育委員会によるところが目立つものの、企画・立案は学芸員、一般職員、専門職員などによるところが大半である。このように、特別企画展の企画・立案は、規模も大きく、特別企画展中心に活動を進めている〈県立〉を除き、特定の部課や職員の責務としてではなく、各部署の職員により館全体として行われているようである。

また、[表21-1]に示したように、このようにして行われる企画・立案に住民の意向が反映されることも大変少ない。〈反映させている〉と回答している場合でも、ア

ンケート調査など一般住民の意向を直接くみとるものは公立館全体で1/3（6例）みられるだけで、他は協議会、地元の専門家、専門団体の意見を参考にするとか、展覧会のテーマを市民の関心に合わせるといった間接的なものである。

特別企画展の方針については、公立館では〈地域性を重視する〉とする館が最も多く、これはコレクション収集範囲の限定の仕方とも符号する。次に多いのが〈常設展でカバーできないものを重視〉するで特に〈総合〉で目立つ。しかし、〈美術〉では〈特に方針をもっていない〉とするところも少なくない。私立館では全体に分散して、はっきりした傾向はみられない。また、公私あわせて〈その他〉として付記された内容をみると、季節感を重視、地域出身作家の発掘再評価、地域で接する機会がない作品を重視、①～④の組み合せなどの記述がそれぞれ数例ある他は雑多で、必ずしも方針とはいえない内容のものもかなりある。

3. 教育文化事業

博物館においては、教育文化事業あるいは教育普及活動といわれるものもその重要な役割のひとつであることは広く認められてはいる。しかし、これまで専門職員の職務内容や博物館の機能の項でみてきたように、現在は、きわめて貧弱であるといわざるをえない。また、この教育文化事業については、事例的な紹介は多く目にふれるものの、博物館全体としての現状の把握は、あまりなされてこなかったといえる。ここでは、いくつかの項目をとりあげ、いくらかとも現状の把握の参考としてみたい。

友の会

友の会は、博物館の教育文化事業のひとつの形態であると考えられ、利用者の側としては、博物館との恒常的な結びつきを図る際の利用しやすく親しみやすい形態であり、博物館の側としては、館運営の協力団体としても位置づけられるものである。欧米においては、友の会組織はかなり広まっているとされるが、日本においては、組織率はそれほど高くないといわれている。

今回の調査においても、全体としては組織率はそれほど高くないという結果が得られた（表23-1）。ただ、やや詳くみれば総合博物館に比べ、美術博物館においては組織率が高く、私立館では〈会・財立美術〉で約3割の組織率であることなどが判明している。〈県立美術〉で組織率が約6割に達していることは、友の会の組織のためには一定の地域的広がりと一定の対象人口が存在していることが条件となることを示唆していると考えられよう。

[表 23-1] 「友の会」の有無 (%)

	ない	ある	計	有効回答数
県立総合	80	20	100	15
市立総合	75	25	100	28
町村立総合	100	0	100	3
国立美術	100	0	100	2
県立美術	41	59	100	17
市立美術	67	33	100	21
町村立美術	83	17	100	6
財・社・宗立総施設立総・美	80	20	100	5
私立美術	100	0	100	4
宗教立美術	92	8	100	12
会・財立美術	94	6	100	16
	72	28	100	43

[表 23-2] 「友の会」会員数 (1977年度) (人)

	最大	最小	平均	有効回答数	無回答数
県立総合	420	180	353.3	3	0
市立総合	566	25	237.0	3	4
町村立総合	—	—	—	0	0
国立美術	—	—	—	0	0
県立美術	2,000	230	784.5	10	0
市立美術	630	70	266.5	6	1
町村立美術	—	—	380	1	0
財・社・宗立総施設立総・美	—	—	7,636	1	0
私立美術	—	—	—	0	0
宗教立美術	—	—	30	1	0
会・財立美術	3,000	65	513.0	9	3

[表 23-3] 「友の会」会報年間発行回数 (1977度) (回)

	最大	最小	平均	有効回答数	無回答数
県立総合	12	6	9.0	2	1
市立総合	12	4	8.0	2	5
町村立総合	—	—	—	0	0
国立美術	—	—	—	0	0
県立美術	12	2	7.2	9	1
市立美術	4	1	2.3	4	3
町村立美術	—	—	2	1	0
財・社・宗立総施設立総・美	—	—	—	0	1
私立美術	—	—	—	0	0
宗教立美術	—	—	—	0	1
会・財立美術	12	3	6.3	3	9

[表 23-4] 「友の会」年会費 (1977年度) (円)

	最大	最小	平均	有効回答数	無回答数
県立総合	3,000	1,000	1,733.3	3	0
市立総合	5,000	500	2,333.3	3	4
町村立総合	—	—	—	0	0
国立美術	—	—	—	0	0
県立美術	4,000	1,500	2,090.0	10	0
市立美術	2,000	1,000	1,642.9	7	0
町村立美術	—	—	2,000	1	0
財・社・宗立総施設立総・美	—	—	2,000	1	0
私立美術	—	—	—	0	0
宗教立美術	—	—	6,000	1	0
会・財立美術	6,000	500	2,136	11	1

し、館自身の担うべき役割の認識のちがいによるものとも考えられよう。

会員数、年間会報発行回数、年間会費についてはそれぞれ、[表 23-2] [表 23-3] [表 23-4] に示したが、最も組織率の高い〈県立美術〉でみると、平均的には、会員数約 800、年間 7 回ほどの会報の発行、年間会費約 2,000 という結果が得られた。また、会員に与えられる特典としては、会報の配付をはじめ、展覧会等の入場料の無料化あるいは割引き、講演会・講座等への参加機会の提供など、さまざまな形がみられ、友の会独自の活動内容としては、実技を含む講演会・講座等の開催、見学旅行、展覧会の開催などがあげられている。

この結果からだけでは、残念ながらそれほどはっきりした友の会の現状の把握は困難である。しかし、国立民族学博物館が現状の批判を基礎に、雑誌(会報)や定例会(講演会)の充実を図って活発な活動を行ない成功していることを考えると、現状は改善さるべき状態であるとすることができよう。

ボランティア

博物館におけるボランティアの導入については、今回の調査では特に項目を設けなかった。しかし、たとえば北九州市立美術館で、「リビング・ミュージアム(市民生活に密着した生きた美術館)」の理念に基いた美術ボランティア制度が導入され、ボランティア養成講座を充実した内容で行ない、作品解説や美術相談にボランティアをあてるという事例が注目されているように、博物館活動の今後のひとつの方向としてみられているという現状がある。

専門家へのアンケートによれば、美術ボランティア制度の導入には、おおむね好意的な回答が得られている

(表1)。ただし、この制度には〈美術館が行なうものではない〉とする意見もあり、本来自発性に基くはずのボランティア活動を美術館が「おしきせ」的に制度化することへの疑問が残るところである。また、「日本では成熟しないと思う」という回答が示すように、文化や社会構造のちがいを無視した欧米の模倣についても一考を要するところであろう。さらに、「最初から必要な専門職員をおけばよい」としてこの制度は〈必要ない〉という意見があつたが、きわめて基本的な問題をつくものであるといえよう。博物館ボランティアに限らず、さまざまな行政サービスにボランティアの導入が図られようとしている現在、安上り施策としてのボランティア制度には警戒的でなければならないであろう。特に専門職員の配置が充分ではない現在、専門職員の補完としてボランティアが扱われることは博物館活動が活発に行なわれるものの阻害となるであろう。しかしながら、専門職員を充分に配置した上でボランティアの育成を図ることについては、教育文化事業の一環として積極的な意味のみい出すことができるであろう。これは、友の会を館運営のための協力団体と位置づけるのではなく、やはり教育文化事業の一環として考えるべきであるということにもつながるものである。

講演会・講座など

博物館の行なう教育文化事業のひとつに、講演会・講座(実技を含む)などの開催、質問・相談の受け付けなどがあげられる。このような学習機会の提供は、博物館だけが担えるというのではなく、公民館・図書館・視聴覚センターなどによっても可能であるが、博物館のもつ資料や、(たとえば美術博物館なら美術についての)専門的知見をもつ職員の存在を考えるなら、博物館に対する期待は大きいといえよう。

公立館では、ほぼ半数以上館でこの種の事業が行なわれているが、特に〈県立美術〉では実施率が82%と高く、私立館でも〈会・財立美術〉で半数の館が実施して

いるという結果が得られた(表24-1)。具体的な対象等については、回答の多かった公立館についてのみ結果を示した。これらの事業は、特に対象を限定せずに〈一般住民を対象とするもの〉が多い(表24-2)。〈県立総合〉〈市立総合〉〈市立美術〉では〈児童・生徒を対象とするもの〉も約半数の館で行なわれ、〈教員等の教育専門家を対象とするもの〉〈専門家・作家を対象とするもの〉も、ごく一部ではあるが〈県立〉〈市立〉で実施されている。[表24-3] [表24-4]に回数・日数・参加者・料金の一部を示したが、一貫した傾向をみいだすことは困難でありかなりのバラツキがあるといえよう。しかし、料金については、〈一般住民を対象とするもの〉の講演会で全館が無料としているなど、一部に万単位のものがみられるものの、全体としては無料ないし低額という傾向を認めることができるであろう。

この種の事業は、館の方針、あるいは専門職員の配置や財政的裏付けなどの条件によって、館ごとに多様な形で実施されているというのが現状のようである。ただ

[表24-1] 教育文化事業の実施状況(%)

	していない	している	計	有効回答数
県立総合	33	67	100	15
市立総合	43	57	100	28
町村立総合	100	0	100	3
国立美術	50	50	100	2
県立美術	18	82	100	17
市立美術	45	55	100	22
町村立美術	50	50	100	6
財・社・宗立総	40	60	100	5
施設立総・美	75	25	100	4
私立美術	75	25	100	12
宗教立美術	73	27	100	15
会・財立美術	50	50	100	42

[表24-2] 教育文化事業の実施対象(%) (複数回答)

	児童・生徒	一般住民	教員等	専門家・作家	その他	有効回答数	無回答数
県立総合	60	100	10	0	0	10	0
市立総合	63	88	13	0	6	16	0
町村立総合	—	—	—	—	—	0	0
国立美術	0	100	0	0	0	1	0
県立美術	0	92	8	8	16	12	2
市立美術	42	100	17	8	8	12	0
町村立美術	0	100	0	0	0	2	1

[表 24-3] 児童・生徒対象の教育文化事業の実施状況(1977年度)

講 演 会										講 座・教 室										講座・教室(実技)(うち数)									
回 数		日 数		参 加 者		料 金		回 数		日 数		参 加 者		料 金		回 数		日 数		参 加 者		料 金							
最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均						
県立総合	-	2 (1)	- (1)	2 (1)	- (1)	140 (1)	- (1)	7 1	3.8 (5)	7 3	4.6 (5)	1,115 (5)	651 (5)	- (1)	1,300 (1)	5 1	2.8 (5)	5 1	3.6 (5)	1,000 (3)	413.3 (3)	- (1)	1300 (1)						
市立総合	-	1 (1)	- (1)	50 (1)	- (1)	500 (1)	- (1)	6 1	2.8 (5)	13 1	6.6 (5)	2,955 (4)	875.5 (4)	500 (2)	250 (2)	3 1	5 1	3 1	107 (2)	103.5 (2)	- (1)	- (1)							
町村立総合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
国立美術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
県立美術	10	5.5 (1)	10 (2)	5.5 (2)	10 (2)	1,000 (2)	675 (2)	0 0	-	-	-	80 (1)	-	-	-	-	4 (1)	-	173 (1)	-	-	-	-						
市立美術	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
町村立美術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							

[表 24-4] 一般住民対象の教育文化事業の実施状況(1977年度)

講 演 会										講 座・教 室										講座・教室(実技)(うち数)									
回 数		日 数		参 加 者		料 金		回 数		日 数		参 加 者		料 金		回 数		日 数		参 加 者		料 金							
最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均	最 大	平 均	最 小	平 均						
県立総合	7 (9)	2.7 (1)	3 (8)	1.9 (8)	954 (9)	353.3 (9)	-	0 (4)	17 (2)	9.2 (6)	18 (8)	14.6 (5)	954 (5)	593.4 (5)	-	0 (2)	4 (4)	2.3 (1)	18 (1)	6.3 (4)	182 (4)	118.3 (3)	- (1)	0 (1)					
市立総合	10	4.4 (8)	8 (1)	4.0 (7)	1,000 (43)	367.3 (6)	-	0 (6)	13 (1)	5.4 (7)	29 (1)	8.6 (7)	900 (27)	271.9 (8)	300 (5)	5 (1)	3.3 (3)	7 (1)	4.3 (3)	160 (3)	88.7 (27)	200 (3)	100 (0)						
町村立総合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
国立美術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
県立美術	5 (8)	3.1 (2)	5 (7)	3.1 (8)	900 (8)	503.8 (8)	-	0 (7)	56 (1)	9.9 (8)	69 (1)	13.0 (8)	1,589 (8)	456.9 (8)	-	0 (8)	46 (3)	15.8 (4)	56 (8)	24.7 (3)	1,386 (74)	632.7 (3)	- (3)						
市立美術	20 (7)	5.6 (1)	20 (7)	5.6 (7)	1,160 (70)	311.9 (70)	-	0 (5)	152 (2)	40.2 (6)	152 (1)	52.5 (6)	6,870 (27)	1,496 (6)	212,000 (5)	900 (6)	129 (5)	129 (1)	129 (5)	57.4 (9)	6,450 (87)	164.9 (5)	2,500 (87)	950 (0)					
町村立美術	-	3 (1)	- (1)	3 (1)	- (1)	500 (1)	-	0 (1)	- (1)	1 (1)	- (1)	0 (1)	- (1)	- (1)	-	10,000 (1)	- (1)	1 (1)	- (1)	130 (1)	- (1)	130 (1)	- (1)	10,000 (1)	- (1)				

() 内回答館数

[表 25-1] 広報活動の方法(%) (複数回答)

	県・市等の広報紙	館独自の広報紙	新聞・雑誌・放送等	「友の会」会報	ポスター	パンフレット	ダイレクト・メール	その他	1館あたり方法数	有効回答数
県立総合	69	85	92	0	85	85	8	8	4.3	13
市立総合	85	15	58	12	50	46	19	4	2.9	26
町村立総合	50	0	0	0	50	50	0	0	1.5	2
国立美術	0	0	0	0	100	100	0	0	2	1
県立美術	76	65	82	47	82	47	24	18	4.4	17
市立美術	93	33	67	33	80	40	40	0	3.9	15
町村立美術	60	0	60	20	0	20	20	0	1.8	5
財・社・宗立総施設	0	20	20	0	40	60	40	20	2.0	5
私立美術	0	33	100	0	67	67	0	33	3.0	3
宗教立美術	17	17	67	0	50	50	33	17	2.5	6
会・財立美術	33	11	33	0	33	33	11	56	2.1	9
	24	12	59	12	62	44	15	12	2.4	34

し、北海道立近代美術館のように、展示解説、展示室講話、講演会、講座などを積極的に行なう館もあらわれてきており、今後の発展が求められる事業であることは間違いないから。その際、たとえば Museum Teacher といわれるような、教育者としての性格を多分に有する専門職員が充実されなければならない。

学校に対する美術教育の普及活動

ここでは特に美術博物館を中心に、学校との連携についての現状把握を試みた(表 26)。学校と連携している館は少ないといえる結果が示されたが、連携の中でもボピュラーな形は、〈児童・生徒の作品の展覧会を主催、あるいは場所提供的の便宜をはかる〉ものであって、さほど積極的な連携とはいがたいものである。また、美術担当教員との連携が少ないことも意外な感をうける結果であるが、これは単に美術博物館側だけに問題があるのでなく、学校教育の側の姿勢にも問題があるといえそうである。たとえば北海道立近代美術館で行なわれている「子どもと親の美術館」(遠近、明暗などのテーマをとりあげ、館収蔵品、写真、解説パネル、実験模型などで解説し、子どもが親といっしょに楽しめるプログラム)などの企画の際には、美術教育には有効な方法として学校側は積極的に連携する必要があろうし、共同で企画するという作業も、両者にとって有益なことであろう。

広報活動

単に教育文化事業に限定されるわけがないが、博物館活動を支えるもののひとつに広報活動が考えられる。私立館であっても、公共施設であるという観点からすれば、サービス提供機関としては多くの人々にサービス享受の機会が存在することを伝達することは基本的な姿勢とし

て必要であろう。私立館では、営利的な観点から広報活動に力をいれることもあるが、公立館では公費による運営であるという点からも、広報活動には大いに力をいれなければならない。

1館あたりの採用方法数は、〈県立〉×〈市立〉×〈町村立〉の順に多く、設置主体の規模との間に比例的な関係がみられた。〈県立〉では、マスコミの利用が多いというのも特徴である(対象範囲によるものであろう)が、他の設置主体に比較してきわどっているのは、〈館独自の広報紙の発行〉である。また、〈市立〉では、〈県・市等の広報紙に掲載〉する所が多いという特徴がみられる(表 25-1)。

具体的な内容は[表 25-2]に示したが、館ごとに多様である。ただし、広報は、その量も重要であるが、たとえば自治体の広報紙に掲載する際、どのくらいのスペースで、どの程度の情報を、どの程度親しみやすく魅力的に伝えるかといった質の問題がきわめて重要である。現在の自治体の広報紙を見る限り、効果的な広報が行なわれているとはいえない状況であり、今後の検討課題となるであろう。

4. 作家活動の助成

博物館が芸術作品を扱う以上、芸術活動の結果としての作品を収集するだけでなく、作家の活動自体を様々な形で援助、助成する必要があることは今日広く認められているところである。今回の調査では、主要な助成のタイプについて回答を求めたが、同時に別途行なった専門家へのアンケート調査でも、作家育成のための方法について意見を求めていたので、その集計結果も合わせて検討することにしたい。

〔表 25-2〕広報活動の具体的な状況(1977年度)

県・市等 の広報紙	館独自の広報紙				「友の会」会報				ポスター				パンフレット				ダイレクト・メール					
	回数		回数		回数		回数		回数		回数		回数		回数		回数		回数			
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
県立総合	13	8	10	5.4	3,000	1,875.0	20	13	—	—	2,000	7	3.9	5,000	2,800	7	3.6	20,000	8,071.4	—	—	—
	2	(8)	2	(10)	1,000	(8)	5	(7)	—	(1)	—	2	(8)	1,000	(5)	1	(8)	500	(7)	—	—	—
市立総合	24	10.2	12	6.3	4,500	2,750.0	12	6.9	—	1	300	275	15	3.5	500	345	30	5.3	80,000	28,018.6	12	4.6
	2	(16)	3	(3)	1,000	(2)	2	(8)	—	(1)	250	(2)	1	(12)	50	(10)	1	(8)	3,000	(5)	1	(5)
町村立総合	—	2	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,000	(1)	—	—
国立美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県立美術	20	7.7	12	7.3	2,500	1,662.5	32	10.7	12	5.5	600	510	9	5.1	4,000	1,450	4	1.8	100,000	34,600	12	8.3
	4	(6)	1	(8)	1,000	(8)	1	(7)	3	(4)	330	(3)	1	(8)	700	(6)	1	(4)	3,000	(5)	4	(3)
市立美術	24	11.3	10	4.5	6,000	4,333.3	24	12.8	5	3.3	650	350	11	5.1	750	375.5	11	7.0	500	275	10	7.3
	2	(12)	1	(4)	2,000	(3)	5	(6)	2	(3)	100	(3)	2	(9)	30	(8)	3	(2)	50	(2)	4	(4)
町村立美術	—	12	(3)	—	—	—	5	2.3	—	1	400	—	2	(1)	—	—	—	—	—	—	1	(1)
																					400	(1)

() 内回答館数

[表 26-1] 館対象地域の小・中・高校に対する美術教育の普及活動（%）

	行なっていらない	行なっている	計	有効回答数
県立総合	73	27	100	15
市立総合	88	12	100	24
町村立総合	67	33	100	3
国立美術	50	50	100	2
県立美術	71	29	100	17
市立美術	60	40	100	20
町村立美術	100	0	100	6
財・社・宗立総施設立総・美	40	60	100	5
私立美術	100	0	100	4
宗教立美術	83	17	100	12
会・財立美術	73	27	100	15
	79	21	100	43

[表 26-2] 学校に対する美術教育の普及活動の具体例（%）（複数回答）

- ① 児童・生徒の作品の展覧会を主催、あるいは場所提供的の便宜をはかる
- ② 児童・生徒向けの特別企画展を行う
- ③ 児童・生徒の質問・相談に応じる
- ④ 美術担当教員との意見交換の場をもつ
- ⑤ 美術担当教員向けの講座等を行なったり、相談に応じる
- ⑥ 学校に資料等を貸出する
- ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	有効回答数	無回答数
県立総合	100	25	50	25	50	25	0	4	0
市立総合	50	50	50	100	50	50	0	2	1
町村立総合	100	0	0	0	0	0	0	1	0
国立美術	—	—	—	—	—	—	—	0	1
県立美術	60	60	40	20	0	20	20	5	0
市立美術	75	25	50	25	0	25	25	8	0
町村立美術	—	—	—	—	—	—	—	0	0
財・社・宗立総施設立総・美	67	0	33	0	0	33	0	3	0
私立美術	—	—	—	—	—	—	—	0	0
宗教立美術	50	50	50	100	50	0	0	2	0
会・財立美術	67	33	33	33	33	0	33	3	1
	43	29	29	29	0	14	29	7	2

展示会場提供は公立館では比較的多くの館で実施している（表 22-1）。特に〈県立美術〉〈市立美術〉など貸館を行なっているところが多い。助成の方法としては会場使用料を減額ないし無料にする場合が多く、特に新進作家に便宜を与えるとする館もある。

他方、補助・助成金を提供している館は〈私立美術〉

にややみられるものの、極めて少ない（表 22-2。具体例としては、“特別企画展参加作品への製作費補助”という記入が私立館に1例ある）。創作・研究の場の提供も〈市立美術〉および私立館でわずかにみられるだけで、実施している館は全体に少ない（表 22-5。具体例としては、“アトリエ”“研究者の為に収蔵庫開放”“資料調査”“各種講習会”が各1例ある他は“無料”とするところが2例あるが、その内容は不明）。そして、自治体がこのような作家活動そのものへの直接的な援助を行なうことについては、専門家へのアンケート調査でも極めて消極的な回答が多い（表 I-4, 5, 6）。具体的には、（作家と一般市民のための製作の場としての）スタジオ・アトリエ、実験工房、芸術村について回答を求めたが、この順にその必要性はないとする回答が多かった。〈必要ない〉とする理由で最も多いのはいずれの場合も〈美術館が行うものではない〉という回答である。〈その他〉として、スタジオ・アトリエについては“個々の創作活動に対してそこまで干渉すべきではない”“他のものと競合する”“混乱をまねく”などがあり、また〈必要がある〉としながらも“プロ作家でなく一般市民参加のものであるべき”と付記したものがある。実験工房については、行政組織が行うべきでなく、民間レベルで独立して行うべきであるとする意見が目立つ。芸術村については、“芸術家は一般社会の中に生きて自らの思想を形成していくべきで、彼らを隔離したりあまやかすべきでない”，あるいは“行政が行うべきものでなく、作家自身が自ら建設し、それに補助を与えるべきである”などの意見が見られる。このように、作家活動に対して直接的に援助することには、活動自体に内在する問題とも関連して批判が多いようである。これに較べて、作品の買いあげや展覧会における賞の提供のような博物館活動に直接結びついた助成の方法は比較的行われている（表 22-3, 4）。

〈その他〉として記入されたものには、“市内小学校の共催事業に対し助成”“依頼して謝金を払う場合がある”“実技講座”が各1例ある。専門家・作家を対象とした講座・講演会については別の質問でも回答を求めたが、〈県立美術〉〈市立美術〉に各1館みられるだけである（表 24-2）。

作品の模写は、創作活動の上ではかなり重要な方法であると考えられるが、我国ではこの点かなり厳しい状況である。特に〈県立美術〉は73%が許可していない（表 22-6）。

以上のように、我国の博物館では作家への助成は全体に低調であり、特に直接的な育成・助成に対しては極めて消極的な姿勢が目立つ。

[表 I] 美術館連施設の諸構想の評価 (%) (N=30)

	理念として よい情 であ る よ く な い 想 で あ る 無 回 答	計	一地域の美術館が行なう必要性						無回答 計				
			必要な い 必 要 な る	必要ない場合の理由 (うち数・複数回答)			無回答 計						
				国が行 な な き	美術館 が行 な い う も の で な い	時 尚 早 め							
1. 総合芸術センター (たとえば、ボンビドー・センター)	80	17	3	100	53	47	36	50	14	0	0	0	100
2. 美術図書館	90	10	0	100	80	20	33	0	33	50	0	0	100
3. 視聴覚施設 (ビデオテーク・ビデオフィルム・VCR・スライド等)	97	0	3	100	90	10	33	0	67	33	0	0	100
4. (作家と一般市民のための製作の場としての) スタジオ・アトリエ	67	30	3	100	57	43	0	54	15	31	0	0	100
5. (新しい芸術のための) 実験工房 (たとえば、バウ・ハウス)	67	33	0	100	43	53	6	38	25	31	0	3	100
6. 作家のための芸術村の建設	40	57	3	100	20	80	4	33	25	29	8	0	100
7. 美術ボランティアの制度	77	23	0	100	77	23	0	43	14	43	0	0	100
8. 美術情報センター (国内外の展覧会・作品・出版物等についてのデータを収集し、市民・専門家に提供する)	90	10	0	100	83	17	80	0	20	0	0	0	100

5. 図書室

図書や雑誌、視聴覚資料、また国内や海外における美術界の情報など、一般に図書室で扱われる資料・情報は研究や研修、教育文化事業、展覧会の企画、コレクション収集、その他、館の一般運営に本来欠かせないものであるはずである。また、一般利用者にとっても、展覧会による鑑賞をより豊かにするために文献による知識を合わせて得ることは有用であろう。しかし、その実態をみるとかぎりでは、極めて貧弱であるという他はない。

まず[表 17-1]に示したように、図書室・資料室を設けていない館は公立館、私立館とも全体の半数に上り、特に〈市立〉〈町村立〉に多い。もちろん、この中には1つの室に資料を集めずに、事務室や研究室の片隅に配置している館もあるが、そうしたものでは十分な図書館サービスを提供できないことはいうまでもない。また、図書室を設けている場合でも、その所蔵冊数は大変少ない(表 17-3, 4)。美術（博物）関係書が1,000冊を越えない図書室は公立館で回答数の48%、私立館で63%に上る。もちろん、蔵書量は開館以来の蓄積量によって異なるので、一概に比較することはできないが、その点を考えても図書・資料の重要性はほとんど無視されている状況であるといってよい。このことは、年間購入冊数をみると一層はっきりするであろう(表 17-5, 6)。〈県立美術〉でやや多い他は、いずれも数十冊に過ぎず、全く購入しなかった館もある。雑誌の蔵書数、購入冊数については有効な回答を得られなかったが、支出額で概要を知ることができる(表 11-1, 2。ここでは図書室のない館も含む)。これでみると、雑誌を購入している館が極めて少ない(公立館36%、私立館43%)ばかりか、その額が10万円を越えない館が公立館で55%、私立館で74%にも上る。美術（博物）関係書の発行点数は一般図書と較べそれほど多くはないと思われるが、この点を考えても以上のよう蔵書量、購入量で果たして必要な資料を十分に確保し得るかどうか極めて疑わしいといわざるを得ない。それは、図書購入費（専門書）に対する不足感が比較的高いという結果となって表われているようと思われる(表 11-3)。

次に、図書室のサービスを支える図書室担当職員についてみると、専任担当者を置いているところは、〈県立総合〉〈県立美術〉に各3館、〈市立美術〉に1館、私立館全体で8館あるだけである(表 17-7)。兼任を置いているところはかなりあるが、その数は1~2名のところが圧倒的に多い(表 17-8)。また、図書室を設けながら担当職員を1人も置いていないところが〈市立総合〉に4館、〈市立美術〉に1館ある。このような担当者の状況で

は、職員や市民に専門的なサービスをできる体制ないことは明らかである。一般に公開されている図書室が極めて少ないので当然であろう(表 17-2)。

しかしながら、先にも触れたように機能面で研究や教育を重視することが望ましいとされている点や、別途実施した専門家へのアンケート調査(表 I-2, 3, 8)で、美術図書館、視聴覚施設、美術情報センターの構想について、他の質問項目に較べて極めて高い必要性が指摘されていることを考え合わせると、図書室はもっと充実したものにならなければならないであろう。

おわりに

今回の調査は、これまでデータの少なかった博物館の活動面の実態を、美術博物館を中心として明らかにするために行なわれたのであるが、細部にわたって充分とはいえないまでも、おおよその傾向は明らかになったと思われる。すなわち、全体としては、財政・人員面での条件整備が立ち遅れていることに起因するであろう、博物館活動のさほど活発に行なわれてはいないという現状である。

ところで、すでに言及したように、近年、文化行政というジャンルが急激に注目をあびるようになった。文化行政の一環として、またそのシンボル的存在として、美術博物館を中心とする博物館が各地に建設され、高価な絵画等が購入されるという現象も多くみられる。しかしながら、物的な建造物・設備のみが特に注目され、博物館活動の重要な条件となる資料類や職員の充実などについては看過されることなしとはいえない状況も存在するようである。博物館の充実は、単に物的な建造物・設備の整備にあるのではなく、設立後の活動が活発に行なわれることに求められると考えられるのであるから、資料類はもちろんのこと職員の充実についての財政的措置が、継続的に豊富になされなくてはならないのである。真の意味の文化行政は、皮相な、あるいは単発的な行政施策を指すのではなく、深く人間の生活に密着した息の長いものなのであろう。単なるシンボルやモニュメントとしての博物館ではなく、博物館の理念の深い検討に基いた施設が求められるゆえんである。

今回の調査は、未だ明らかにされていない博物館活動のいくつかに焦点を据えてなされたが、細部にわたって完全であるとはいえないことは、すでに述べた通りである。今後、この種の調査が積極的になされるとともに、そこで得たデータをもとに博物館活動が発展することを切望するものである。

付 記

本調査の企画・集計・分析にあたっては、碓井正久(東京大学教授)、村田泰彦(神奈川大学教授)、柳生不二雄(神奈川県立県民ホール・ギャラリー課長)の各氏に多大なご指導とご援助をいただいた。さらに、原稿執筆にあたっては、山口正彦氏(東京国立博物館列品室長)に貴重なご助言をいただいた。記して感謝の意を表わしたい。また、回答をいただいた博物館の関係者の方々、専門家の方々にも感謝したい。

なお、本論文の執筆分担は、下記の通りである。
はじめに、I-1, II, IV, V-1・2・4・5……常盤
調査の方法、I-2, III, V-3, おわりに……鈴木

参考文献

- 1) 日本博物館協会『昭和49年版 博物館白書』1975, 185p.
- 2) 文部省大臣官房調査統計課『社会教育調査報告書 昭和53年度』1980, 265p.
- 3) 日本博物館協会『博物館に関する基礎調査—学芸員の実態調査; 博物館園の展示に関する調査』1977, 94, 137p.
- 4) 松野精「全国美術施設の現況と動向—CDI調査報告から」文化庁月報, no. 132, 1979, p.14-16.
- 5) 加藤有次(編)『日本の博物館の現状と課題』(博物館学講座第3巻)雄山閣, 1980, 280p.
- 6) 広瀬鎮(編)『博物館と地域社会』(博物館学講座第4巻)雄山閣, 1979, 244p.
- 7) 倉田公裕(編)『博物館教育と普及』(博物館学講座第8巻)雄山閣, 1979, 259p.
- 8) 下津谷達男(編)『博物館の設置と運営』(博物館学講座第9巻)雄山閣, 1980, 248p.
- 9) 倉田公裕『博物館学』東京堂出版, 1979, 280p.
- 10) 伊藤寿朗, 森田恒之(編著)『博物館概論』学苑社, 1978, 503p.